

## 令和3年第11回ニセコ町議会定例会 第2号

令和3年12月15日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 発議第 8号 令和4年度の米政策に関する意見書案  
(提出者/ニセコ町議会議員 篠原正男)
- 4 一般質問
- 5 発議第 7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案 (産業建設常任委員会報告)
- 6 議案第 10号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
- 7 議案第 11号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 8 議案第 12号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
- 9 議案第 13号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
- 10 議員派遣の件について
- 11 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 12 閉会中の継続審査お申し出について  
(総務常任委員会)
- 13 発議第 8号 令和4年度の米政策に関する意見書案  
(産業建設常任委員会報告)

### ○出席議員 (10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

### ○欠席議員 (0名)

### ○出席説明員

町	長	片山健也
副町	長	山本契太

会 計 管 理 者	加 藤 紀 孝
総 務 課 長	加 福 村 一 広
防 災 専 門 官	青 田 康 二 郎
企 画 環 境 課 長	高 瀬 達 矢
税 務 課 長	高 鈴 木 健
町 民 生 活 課 長	中 村 正 人
保 健 福 祉 課 長	桜 井 幸 則
農 政 課 長	中 川 博 視
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	石 山 智
商 工 観 光 課 長	齊 藤 徹 子
商 工 観 光 課 参 事	高 橋 葉 子
都 市 建 設 課 長	黒 瀧 敏 雄
上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
総 務 係 長	馬 淵 淳 義
財 政 係 長	島 崎 貴 辰
教 育 長	片 岡 功 治
学 校 教 育 課 長	前 原 善 範
町 民 学 習 課 長	芳 賀 善 隆
こ ど も 未 来 課	淵 野 伸 匡
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	富 永 匡 樹
農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 寛 樹

○出席事務局職員

事 務 局 長	阿 部 信 幸
書 記	佐 藤 秀 美

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、篠原正男君、2番、木下裕三君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、高橋葉子君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、芳賀善範君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、富永匡君、農業委員会事務局長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 発議第8号

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、発議第8号 令和4年度の米政策に関する意見書案の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 日程第3、発議第8号につきましては、先程議会運営委員会におきまして本日の日程と決定したものでございます。内容等につきましては、過日山麓町村正副議長会より要請があり、私、篠原が提出者となって内閣総理大臣及び農林水産大臣に意見書を提出しようとするものであります。

提案理由を申し上げます。お手元の意見書案における提案理由を朗読いたします。

現在、令和4年度農林水産予算に係る米政策については、主食用米の需要安定に向け、相当程度の作付転換が予定されております。しかし、今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しによって、

生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤が大きな影響を受けることが懸念されます。ついては、地域農業振興や生産現場の意見も踏まえた運用となることが重要と考えられるため、本意見書を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、発議第8号 令和4年度の米政策に関する意見書案の件の質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号 令和4年度の米政策に関する意見書案の件は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号 令和4年度の米政策に関する意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。今回は、カラス被害と対策についてご質問いたします。ニセコ町堆肥センターは平成14年12月より稼働され、豊里に位置し、家庭や事業所などから出る生ごみと下水道管理センターから発生する汚泥、畜産の糞などを原料として堆肥を製造し、資源化を推進するためにも重要な施設です。ただし、周囲には森林があり、多くのカラスも生息し、日中は建屋のシャッターが開いていることから、生ごみを狙って侵入が常態化しているのも事実です。特に堆肥センターに近い里見地区の農業者は、メロンなどが育成される度に多大な農業被害が発生し頭を痛めています。今年は被害が少しでも抑制するために、いろいろな動物の声や音が発生する充電式の鳥獣撃退器を設置していますが、慣れてしまい、なかなか効果が出ていないのが実情です。

昨年9月の定例会では、カラスの生息数の把握はしていないが、農業被害報告に大きな変動はないので生息数にも変化がないと答弁されています。カラスは一つのペアから1年におよそ2.5羽の子が巣立つと考えられ、1年で倍近く増えるそうです。ただ、生まれて1年以内のヒナは経験が浅く、自力で餌を確保するのは劣るので、餌が減る冬に多くが餓死し、自然に減るようです。私はここ数年で、カラスの生息数は増加傾向にあると思っておりますが、町として生息数の把握、堆肥センターに侵入し

づらい対策、里見地区の農業被害の現状をどのようにとらまえているのか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 堆肥センターにつきましては、原料の搬入・搬出などのためショベルドーザーを使った作業が多いことから、稼働時におきましては効率上シャッターをあけて作業しているところでございます。カラス対策としては、運営開始の頃からシャッター開放時の侵入予防のため、てぐすですとか、テープ、動物臭のスプレー等を使い、侵入を防止する手段をとってきております。一時的には効果がありますが、すぐにカラスに適応されてしまい、効果的な予防にはなっていないというのが現状であります。特に生ごみ搬入時には、堆肥センター周辺にカラスが待機しているような状況で、生ごみの搬入時にセンター内に侵入してくるということが、常態化しているというのが実情でございます。

周辺の状況につきましては、以前から地区の代表をはじめ、農業者の方から状況の聞き取り等を行って確認をしており、猟友会においても当地区については重点的に出動をさせていただいているところでもあります。

また、本年度においては被害の大きい状況に鑑みて、数十種類の音が変わるカラス防御用機材、計4台を隣接農家2件に配置して農業被害の予防を図るとともに、猟銃での捕獲という2つの方法を用いて行ってきたところであります。しかしながら猟銃での捕獲については、カラスが人や車をわかっているということで、猟友会の方が現場に近づくと寄ってこないという状況が続いており、効果的な予防にはつながっていないというような実態でございます。

このことから、現在民間の専門事業者や猟友会の方々と、現状の方法に加えて新たな手段での取組ができないかということの協議を進めているところであります。カラス全般に対しましては、私もちょっと市街地の状況を見ても増えているんじゃないかという危機感を持っておりますので、こういった対策がとれないか現在検討を進めているというような状況でありますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） ニセコ町鳥獣被害については、在来種のほか野生生物が増加し、農作物への被害も年々増加している状況であります。9月の行政報告では、猟友会所属の鳥獣被害対策実施隊21人によりカラスの捕獲30羽をはじめ、アライグマ等を駆除されています。特に里見地区では農作物被害の苦情が多く寄せられ、市街地でも家庭菜園をカラスに荒らされてしまう事例が聞かれます。撃退したい思いでテグスを張ったり防鳥ネットを設置しているのですが、非常に視覚能力が高いため、作物の被害は後を絶たない状況であります。また、住民の中には餌をやる方もいるので、注意喚起することが重要です。市街地においては銃器を使用する駆除は実質不可能なことから、堆肥センター地区の捕獲計画において駆除羽数を決め、銃器によりカラスの個体数を減らすよう検討できないか、これについて伺います。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 堆肥センター周辺につきましてはの猟銃でのカラスの駆除は、現在も実施させていただいております。先程町長のほうの答弁でもありましたように、対応していただいている猟

友会の人や車を確認すると、現状すぐ退避行動をとるというかたちである部分と、猟銃を発砲できる箇所、銃を撃つのにルールがあるようなので、その部分で限られている等のことから、銃器による個体調整については現状ぐらいが限度なのかなというふうには考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 生ごみをセンターに搬入することでカラスが集まってくることも事実であり、生ごみを持ち込むからカラスが減らない原因になっているという里見地区の農業者の思いを考えると、何とかして対策を講じなければならないと思います。以前は箱わなを設置し、おとりを使った駆除方法を試験的に実施されておりましたけれども、諸問題のほうが多かったことで継続的な実施には至ってないと聞いております。この方法は近隣の町でも実施しておりますので、有効な手段であれば堆肥センター近くに設置することも検討すべきと思いますが、これについて伺います。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 先程町長からもお話あったんですけど、専門業者と猟友会のほうとうちのほうで現在打合せをさせていただいてます。その中で箱わなの設置についての検討という部分も進めさせていただいているところでございます。既に担当者として猟友会のほうで、管内の箱わなを置いている箇所へ行かせていただき、状況を確認しているところでございます。箱わなについては、実施箇所にカラスをさらに集めるというデメリットもあるかと思いますが、個体調整が効果的にできる可能性も高いことから、猟友会や専門業者と協議しながら、来年度の実施について協議しているところになります。

○議長（猪狩一郎君） 次に斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） 通告に従いまして、3件、一般質問をさせていただきます。

1件目、ニセコ町は「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例＝核ごみ条例」を遵守しますか。北海道は2000年（平成12年）に「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定し、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受入れがたいことを宣言する」とあります。

北海道の鈴木知事は今年3月の定例道議会で、「核のごみは受入れがたいとする道条例を道内の全ての市町村に遵守していただきたい」と述べました。ニセコ町はこの北海道の条例を遵守しますか。町長の考えを伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。ニセコ町は北海道における特定放射性廃棄物に関する条例を遵守しますかということでのご質問であります。私は当然遵守すべきことと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 町長のただいまの答弁で、ニセコ町はこの北海道の核ごみ条例を遵守することを明言されました。この答弁をいただき、まずは少し安心いたしました。しかしながら、この条例があるにもかかわらず、昨年、寿都町と神恵内村では全国で初めて文献調査に応募の意向を表明し、鈴木知事は寿都町に出向き北海道の核ごみ条例に基づき文献調査に反対することを伝えましたが、それにもかかわらず文献調査が実施されました。これは明らかに条例違反です。これで北海道の核ご

み条例が現実的な効力がないことを示す結果になりました。

文献調査は処分場選定に直結するものではありませんが、このことを踏まえると各自治体が独自で放射性廃棄物を拒否する条例を制定して、民意を反映した明確な姿勢を定めることが大切であり、必要ではないかと思えます。現在、ニセコ町議会に「ニセコ町に放射性物質等を持ち込ませない条例の制定を求める陳情」を受けて特別委員会が設置され、今後の進め方を協議しているところです。道内では現在 11 町村が独自の放射性廃棄物を拒否する条例を制定し、その姿勢を明確に定めています。この自治体独自の条例が制定されることは、寿都町と神恵内村では条例に反して全国初の文献調査が実施されたことにより、住民や周辺自治体に不安や懸念が拡大している結果であり、道の条例のほかにも放射性廃棄物を拒否する姿勢を明らかにするためにもニセコ町独自の条例を制定する必要があると思えます。今後のためにもこの条例の制定はニセコ町にとって重要なものになると思えますが、私はニセコ町及び町民の安全安心を守るためにも、ニセコ町独自の放射性物質を持ち込ませない条例の制定について、町長の考えを伺いたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問であります。現在住民の皆さんの代表機関である議会においてご審議をされているということにつきまして、私がコメントするというのは好ましくないというふうに思えます。審議されていることを尊重しながら、町政運営をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5 番（斉藤うめ子君） 町長、再度伺いますけれども、この条例は町が主体的になって、確かに議会に出されてることは事実ですけれども、町が主体的になって制定しても良いのではないかと私は思っていますが、ニセコ町が放射性廃棄物を拒否する条例を制定するお考えはありますか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 民主主義の代表機関としての議会で現在ご審議されていることに関して、一つの代表機関である首長がコメントをするというような、私は民主主義を適正に運営する機関それぞれのこととして好ましくないというふうに思っておりますので、議会のご審議を待ちたいと考えております。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5 番（斉藤うめ子君） 子宮頸がんワクチン積極勧奨再開に向けて、ニセコ町の考えを伺います。2013 年以降中止していた子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨を、厚生労働省は来年の 4 月から再開を決めました。しかしながら私は現段階での HPV ワクチン接種には賛成できません。その理由は、副反応の確率が他の予防接種より高い確率で発生し、さらに副反応の症状が悲惨過ぎるからです。被害の治療法は確立しておらず、救済制度の適用も支給されていない場合が多い現状です。

さらに、接種後の症状を訴え、苦しんでいる女性たちが国と製薬会社を相手に起こした集団訴訟は現在も続いています。改良されないまま 8 年前に製造中止された在庫のワクチンを、製薬会社の圧力により厚労省が勧奨し、在庫を一掃しようとしているのではないかという疑惑があります。

以上の件を踏まえ、来年 4 月からのニセコ町の小学校 6 年生から高校 1 年生までの女子生徒を対

象にした子宮頸がんワクチン接種の再開を、ニセコ町としてはどのように考えられているのか、伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種、いわゆる子宮頸がんワクチンにつきましては、予防接種法第8条に基づき、市町村が接種勧奨を行うものとされており、ニセコ町もこの法律に基づき実施をしていくものでございます。

また、このたびの勧奨再開に係る経過につきましては、令和3年度第22回薬事食品衛生審議会、薬事分科会などにおいて、最新の知見を踏まえ、改めてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことで、本年11月26日付、厚生労働省健康局長より今後の取扱いについて通知が発出されたところでございます。具体的な接種体制は来年4月からニセコ医院で個別接種を予定しており、対象者は中学生全学年及び高校1年生の女子生徒、合わせて63名となっております。

なお、斉藤議員のご質問の中に、改良されないまま8年前に製造中止された在庫のワクチンを、製薬会社の圧力により厚労省が勧奨し、在庫を一掃しようとしているのではないかという疑念がありますと述べられておりますが、ワクチンには使用期限というのが定められており、8年前のワクチンを使用することはあり得ないというふうに思いますが、その質問内容の根拠についてもお教えいただければありがたいと存じます。以上、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 町長今おっしゃいましたように、厚生労働省は11月26日に接種の積極的勧奨を再開するよう自治体に通知したとあります。そして、どういう通知をしたかというものもここにはあります。それで通知によりますと、接種を行う市町村が来年4月より順次対象者へ予診票を送るなどして接種を促すとありますけれども、運営の仕方に関しては各自治体の判断に委ねるとされています。そして国が接種を勧奨しているわけですが、こういう自治体に判断を任されていて、そして委託されてるわけですね。町長は実証されたっておっしゃるんですけども、いまだに私が最初の質問で申し上げたように、解決されてない問題がたくさんあると思います。確かに効果とリスクを比較したときに、リスクよりも効果のほうが多いんじゃないかという判断で、こういう積極的勧奨にするようですけども、もう少しそのところをニセコ町の自治体として、慎重に検証するというか、判断することが必要ではないかなと思っています。

それとですね、私はいつも思うんですけども、このワクチンっていうのは海外でつくられて、そしてその結果はほとんど、海外スウェーデンとかいろんな国々の過去10年間近くなりますか、その結果なんですけども、私は欧米人と日本人とはやはり体質に違いがあるんじゃないかなと思っています。その違いが副反応にも現れているのではないかなと推定しています。欧米人には何でもない、現れない反応も、日本人には顕著に現れるケースもあると思います。ですから、日本人にそのまま当てはまらないことも考えられるのではないかなというふうに思っています。これは必ずしも科学的根拠をもとにいうわけではないんですけども、ただこれまでのいろんな薬の処方の方とかを全般的に見たときに、それはやはりそういうケースも少なからずあると私は思っています。

それです、2013年度以降、接種を受けられなかった女性が全国に200万人いると言われてはいますが、ニセコ町はその期間です、2013年から今日までのこの対象者になりながら、積極的にはしないということで、知らなかった方とかいろいろいっちゃうかと思うんですけども、そういう方々に対してどのような取扱いを考えてらっしゃるとかも、伺いたいと思っています。

それから先程の製薬会社の理念の問題なんですけれども、これはいま町長がおっしゃったように、薬には使用期限というのがあるのは事実なんです。ただ、これ全て製薬会社に任されているので、厚生労働省、それから委託されている関係者も一切わからないんですね。公開されていないようなので、そのところは疑惑ということで述べさせていただきましたけれども、これはもっときちっと調査する必要があるのではないかなというふうに私は思っています。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ニセコ町のこの件についての体制でございますが、町長からも申し上げたとおり、予防接種法に基づき勧奨を行うということになってございます。

また、一時勧奨が抑えられていた間の対応につきましては、来年度、令和4年度につきましては、中学1年生から高校1年生までの女子を対象とした接種を行うということで、段階的に今まで接種できなかった方についての対応をしていくというのが、国の通知の中に示されているところでございます。本来であれば中学校1年生になる年の子どもを対象とした接種が行われていくのが通常の例というふうに捉えてございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ちょっと追加させていただきますけど、私どもの機関が医療の研究機関をもって独自に検証するという状況にはないわけでありまして、今回の国の法律に基づいて国の専門機関のそういった科学的な根拠に基づいた、言ってみれば法定受託事務でありまして自治事務ではありませんので、それは国の健康を守るという通知に基づいて、当該自治体が住民の健康を守るために尽力する、これは当然のことではないかと思っております。国の通知に基づいて進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 教育長の片岡でございます。よろしく願いいたします。

教育委員会の考え方ということでご質問がありましたので、お答えしたいと思います。予防接種は国民の健康を感染症から守るため、法律に基づき実施されております。子宮頸がんワクチンもその一つと理解してございます。教育委員会といたしましてはこの趣旨を踏まえて、町の施策に基づいて対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 町長、先程から何度も厚生労働省がきちっと調査した上で、各自治体に積極的接種勧奨を進めているので、それに基づいてということをおっしゃってるんですけども、私が一番先に申し上げたように、この副反応の症状が悲惨であることと、まだ解決されていない事が裁判中であるということもありますので、私はニセコ町が実施するにあたって非常に慎重にさせていただきたいというふうに思っています。このワクチンの接種にあたっては、その有効性とそれに伴

うリスクについて、判断材料として丁寧な説明を全て提供することが必要ではないかと思います。ワクチンのメリット・デメリットを十分理解した上で、本人の承諾とその家族の中で話し合いをして決めるようにしていただきたいというふうに思っていますので、そういう丁寧なことも考えていらっしゃるのか、そこをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 子宮頸がんにつきましては、日本産科婦人科学会もワクチン接種が必要だということを学会として表明されていて、現在子宮頸がんは子宮がんの7割を占めるということで、過去には発症のピークが40代から50代だったものが、最近は20代から30代の若い女性に大変増えてきて、30歳代後半が今ピークとして増加傾向にあるというようなことであります。国内では毎年約1万人の女性が子宮がんにかかり、約3千人が死亡しており、また2,000年以降患者数も死亡率も増加しているという状況であります。

斉藤議員ご質問の家庭内での話し合いですとか、そういうことは必要だと思います。個人として最終的には受けないということはこれまでと同様でありますので、そこはできるだけ我々も情報を受けて、皆さんにご説明しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問を。

○5番（斉藤うめ子君） 3件目、信号機のない横断歩道の安全対策は。町内には信号機のない横断歩道が数か所ありますが、その中でも特に信号機2か所に挟まれた道道66号線岩内洞爺線と町道小学校通との交差点にある横断歩道は通学路でもあり、特に下校時に子どもたちが横断歩道を渡る際、車が一時停止せず、子どもたちがなかなか渡れないということが発生しています。信号機のない横断歩道を渡る際、車が一時停止を守るために、こうした危険な場所は検討する必要があるのではないかと思います。

今年8月にJAFが行った横断歩道の一時停止の調査の結果が発表されました。その結果、約70%の車が一時停止をしてないということが明らかになりました。信号機のない横断歩道の対策について伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 横断歩道につきましては歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務がございます。しかしながら、一時停止をせずに通過する自動車も多く身受けられる実態にあります。町では横断歩道や通学路などの注意が必要な場所に交通安全啓発看板や交通安全機を設置し、ドライバーの皆さんへの交通安全の啓発を行ってきたところでございます。

また、交通安全運動期間や交通安全の日には、交通安全指導員や警察官、役場職員による朝の街頭指導を斉藤議員の交差点も含めて町内4か所の交差点で年間約50日実施し、登校時における児童・生徒の安全確保に努めているところでございます。さらに交通事故発生の多い夕方には、交通事故防止を呼びかけるパトライト作戦を交通安全運動期間に年12回実施をしているところでございます。町でもこれから各団体と連携し、交通安全運動を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 横断歩道は交差点などに設けられておりますが、町内には信号機が設置されていない場所があることは承知してございます。議員ご指摘の綺羅街道交差点も信号は設置されておりません。通学路の危険か所の点検については、役場・警察・道路管理者・学校関係者と共に行っております。

また、町や議会と共に危険か所への信号機の設置を求め、所管する北海道にも要請を行っているところでございます。しかしながら、現実問題として全ての交差点に信号機を設置することは困難であるとも考えてございます。

そのような中で、児童・生徒たちが交通事故に遭うことがないように、学校では通学路を設定したり、交通安全指導を行ったりしてございます。教育委員会では今後も引き続きこれらの施策を合わせて実施しながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ただいま、町長と教育長から答弁いただきましたけれども、ニセコ町の中に信号機のない横断歩道が9か所あって、今おっしゃったように定期的に指導員がつくとか、でも期間限定ですので50人っておっしゃいましたか、その期間にだけつくわけですけども、他のところはそういう状態ではなくて、そして私が今問題としたい一時停止を怠っている、怠ってるというか止まらない、子どもたちが困っているというところは、先程申し上げたように市街地から黄色いニセコの橋に渡る方向と、それから山から来る道がありますね、道道66号線ですか、このところはたまたまカーブが緩やかですけども、左側に曲がって行って、しかもスロープがあって、そして、両方にほとんど200メートルぐらいの距離ありましたが、信号機が両方あるわけですね。そうしますと、その中間にある横断歩道というのは、なかなか目につきづらいと思うんです。私も何度も何度もその場所に見に行きました。皆さんわかりますか、場所のことは。おわかりになりますか。そして、両方から市街地から山のほうに行く道、それから山のほうから市街地へ降りてくる道、このカーブであるということと信号機に挟まれてるということで、非常にドライバーにとって、私も何回も行ったり来たりしてみましたけれどもわかりづらいという死角になるのかなというふうに思っています。そして、信号機のない横断歩道には、道路にひし形の道路標識があるんですけども、それも今度冬になってくると雪で見えづらくなってきたり、いろんなことがあると思います。そして、こういう横断歩道での、これ内閣府の報道なんですけれども、自動車と歩行者との交通事故っていうのは事故の7割と言われていています。そして、それも信号機のない横断歩道での死亡事故というのは、自動車が横断歩道の手前で減速が不十分、見ててもそうなんですけれども、結構時間体にもよりますけれども、車の量が多いんですね。そして、町の職員の方も結構そこを走っているようなんです。そうすると町民の方がそれをよく見ている、町の職員の方はスピードで走ってたとか、いろんなことをお話を伺っています。そういう心理的にカーブでスロープになっていて見えづらいという位置ですので、普通の他の信号機のない横断歩道とはちょっと地形的に違うところがありますので、これは万が一事故とか起これば大変なことになりますので、やはりそこをなんとか少しでも安全対策を検討していただきたいと思っています。これは町民の方から1人ならず連絡が入って、子どもたちが渡れなくて本当に

気の毒だ、なんとかしてくれないかという連絡をいただきました。私はその近くに住んでいなかったもんですから、あまりよく気が付かなかったんですけれども、その連絡をいただいてから何度もそこへ行って、自動車の走行具合とか、それから自分も何度も何度も運転してみましたけれども、そういう心理的なものとか地形のものとかありますので、特にやはり注意する必要があると思います。ああいう信号機の間には挟まれて、もう一つ信号機をつけてくれというのはちょっと無理かと思うので。信号機が逆に両方にあるために次の信号機に目をやられて、バアッと次の信号のところへ行くっていう、そういう走行の仕方にもなるのかなと思ってますので、ここは町としてもしっかりと検証していただきたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 斉藤議員のおっしゃる場所ですけども、小学校から下りていったところだと思います。横断歩道で一時停止の警察の取締りとかやると、違反がどんどん少なくなってるっていうのも、全国的にも出てるデータとかございます。そういったこともありますので、今後も警察ともいろいろ協議しながら、連携して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 先の通告に従いまして一般質問を行います。コロナ禍における石油関連製品の値上げと町民生活への影響等について、お伺いをいたします。原油価格の高騰により、石油関連製品の値上げによる物価上昇は、各家庭においても深刻な影響を及ぼしつつあると思っております。現に、町内の小・中学校をはじめとする公共施設での燃料費不足が見込まれることによる補正が本議会に上程されているということのほうからも伺い知ることができるのではないのでしょうか。

そこで、町内の農業者をはじめとする様々な産業等への影響や、消費生活者への影響をニセコ町としてどのように考えられ、また把握されているか、町長にお伺いをいたします。

次に、本町におきましては毎年「福祉灯油」として、年収80万円未満のひとり暮らしの高齢者とひとり親家庭を対象に、世帯当たり400リットルの助成を行っておりますが、本事業への影響等についてもあわせてお伺いをしたいと思います。コロナ禍で生活苦は広がっておりまして、これらに対しまして地方創生臨時交付金の活用も可能と伺っております。このようなことから、この制度の拡充等について取り組む考え方についてもお伺いをしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず町内の農業者、ハウス栽培等の方もおられますので、こうした皆さんへの対応としては、施設野菜の促成栽培を行う農業者、ハウス内の加温設備を行うということが想定されるというふうに考えますが、今回の急激な原油値上げに対しては、北海道燃油価格高騰対策協議会において農業についての施設園芸等燃油価格高騰対策事業というのを実施しており、これらの募集をし、今般締切りを11月16日から12月6日に変更延長して募集を続けてきたところでございます。今般JAように確認したところ、新たにニセコ町で申込みを行った方はいないということでもございました。また、今回の原油高騰の余波だけでなく、コロナ禍による輸送の混乱等の要因で、農業資材の値上げが相当進んでいるということでもあります。農林水産省の対策情報等、農協と共有しな

がら推移を見て、対応等を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、今年度のニセコ町福祉灯油事業につきましては、ひとり暮らしの高齢の皆さんが30世帯、ひとり親4世帯をこれまで認定をさせていただいておりまして、この事業では年間400リットルまでの給油が可能な給油券を交付しており、灯油単価の変動による認定世帯への影響は生じないというふうに考えております。

なお、この事業と別に、このたびの暖房灯油の高騰などに対する生活支援として、低所得者の高齢者世帯を対象とした特例福祉灯油助成事業を検討しております。内容は65歳以上のおひとり暮らしの方及び高齢者のみの世帯の非課税世帯に1万円を支給したいというものでございます。この後、補正予算案を提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） まず、石油関連製品による値上げ等については、上がったたり下がったりするというので、先の見通しについては大変見通しは立たないというのが実態だろうというふうに思います。今1番高騰時期に来て、またこの後も下がることも予想されますので、その辺については十分注意しなくてはいけない問題だというふうに思いますが、例えば、いま農業者を対象とした考え方について述べられましたけれども、それ以外にも町内の産業、例えば運送業ですとか他にも様々な産業があるわけですから、それらに対して町としてどのように捉えられているのかということのを再度お伺いしたいのと、あわせて町民生活全般にわたりまして、今回の灯油等の石油製品の値上げに関する影響を、町としてはどう考えているのかということのを再度お伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 昨年はコロナ対策ということで、かなり経済的に厳しい状況でしたので、宿泊、あるいはバス等の運輸につきましても、独自政策として応援をさせていただいたところでありましたが、やはりコロナの厳しい状況は引き続き続いていますから、いま国の臨時交付金の額自体の決定というのはまだ出されておられませんので、こういった情報を得ながら、こういった対策が適正か検討し、また議会とも相談してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） このような社会の引き続きの変化にどう対応するかというのが、地方自治体の一つの使命でもあるのではないかと。国の施策を待っているというだけではなくて、町民生活もしくは町の産業にどのように影響があるかということのをしっかり把握するということが大事なことではないかというふうに思います。それで、もう一度町として、こういうような状況をどのように把握されているのか、例えば商工観光を窓口とした把握をしているとか、いわゆる福祉の窓口としては把握をしているとかという、その具体的な対応について最後にお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 福祉関係につきましては先程申しましたとおり、福祉というところで非課税世帯を中心として、どちらかというくと低所得の方の応援を考えておりますが、今回の石油価格の高騰に関して、町内の影響については把握をしてございません。今後の推移を見ながら、またこういった

対策が必要か進めたいと思いますが、特にそれによってアンケート調査を行うとか、そういうことはやる予定は現在のところありませんので、状況を見ながら、また議会にもご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に浜本和彦君。

○6番（浜本和彦君） 通告に従いまして質問させていただきます。無電柱化について。近年、異常気象とも言える現象で強風・大雨等が全国各地で発生しており、これらに伴い電柱の倒壊が多く見られるようになりました。本町においての被害の記憶はありませんが、今後の防災上の備えとし、無電柱化の計画があるのか、また、国や北海道からの指針、指導があればお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町での無電柱化の計画につきましては、令和2年12月に北海道開発局及び北海道小樽建設管理部とニセコ町が協議をして作成しているところでございます。事前に議員の皆さんに計画図面をお渡しさせていただいているかと思っておりますが、後程ご覧いただければありがたいと思っております。

次に、国や北海道からの指針や指導についてというご質問ですが、無電柱化設置の優先順位として、1番目が防災の観点であること、災害時に道路を円滑に通行できることというような内容のものが主眼であります。2番目が景観形成、観光振興に関すること。例えば、景観法に基づく景観地区であるという事例となっておりますが、そのほかに技術的なこととして、国が定める電線共同技術マニュアルに基づき整備をするということになっております。この技術指針に基づきますと、現在のところ1km5億円、1m単位で大体50万というお金がかかるということでありまして、これについてももう少し安くないかというお願いとか、やっぱり変えたほうがいいんじゃないかという提案はいろいろさせていただきながら、現在協議を進めているところでございます。

今後も防災上、あるいは緊急輸送道路の確保やニセコの自然環境を損なわないように、国や北海道と協力をしながら、引き続き無電柱化の推進を要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） いま協議をされてるということですが、その協議内容がもしあれば教えていただきたいということと、本来電柱は通信、電力の会社が担うべきものだと思っておりますけど、今町長が言われたように非常にコストがかかると。1mあたり50万もかかるということなので、そんなに簡単にはいかないだろうと。本町において綺羅街道はもう相当前に地中化になっています。今後そういう方向で国も動いてるということは私も知っておりますけども、やはりニセコ町は観光地でもありますし、今までも1回もそういう事例がないということで、それは喜ばしいことですが、今の異常気象をみると今後どうなるかわからないので、早めに手だてをするほうがいいんじゃないかということで伺ったわけです。あと国の支援が公共的な面もあるんでね、多分今国交省のほうでも動いてるようですが、その支援があってニセコ町独自でどうのこうのっちゅうことはあり得ないと私も思ってます。ただ、協議する中で優先順位を決めておかないと、その防災上の道路確保とか、景観上どこを優先的にやらなきゃいけないかというのはあると思っておりますので、その辺がどういうことに

なって今進めているかがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 協議内容については先程も町長から説明したとおり、昨年の12月に協議をしております。現在ニセコビュープラザ周辺、国道5号、あと道道岩内洞爺線、あと町道で言えば元町中通りをやっています。令和8年度以降なんですけども、綺羅街道の終わり、セイコーマートから国道5号まで、それとあと綺羅街道の始まりである柴田時計店からセブンイレブンの周辺までを、あくまでも令和8年度以降ということで、やるかどうかちょっとわかりませんが、一応そういう予定でいるということで聞いております。先程も説明したように、地図におとしたものをお配りしておりますけども、1番目から17番目まであります。優先順位のお話も先程の質問の中にあつたんですけども、どこをやるかというところはこれからの協議なんですけども、あくまでも災害があつて、電柱が倒れて緊急輸送道路がうまく通行できないということになると支障があるので、1番メインになる国道であるとか道道であるとか、あとは主要の町道ですね、例えば役場前通りとか、今後協議しながら優先順位を高めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時13分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 通告に従いまして1件質問いたします。「地域おこし協力隊」についてです。令和4年度に向け「地域おこし協力隊」の募集が12月1日から始まりました。平成23年からこの制度を利用し始めて今年で10年になりますが、彼らは今やニセコ町にとって様々な場面で活躍して、「持続可能なまちづくり」の重要な役割を担う存在にまで成長してきていると考えます。このことを踏まえて、以下伺います。

来年度も19名プラス若干名と多くの隊員を募集することで、現役の隊員数もかなりの数になりますが、彼らは最長3年という短い間で礎を築かなければなりません。隊員たち自らによる努力はもちろんです。この制度を最大限活用している町として、彼らをどのようにバックアップしているのでしょうか。

また、配属先がマンパワーとして期待することはもちろん当然なんですけども、過度の期待や束縛というのは隊員本来の活動に支障をきたす恐れがあり好ましくありません。町としてはこの点をどのようにコントロールするのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。ニセコ町の地域おこし協力隊は現在29名でございますが、卒業された隊員のこれまでの活動も含め、まちづくりの担い手として大変大きな役割を担っていただいているものと考えております。その上で、まず1点目ですが、

協力隊の活動につきましては、隊員の皆さんが自ら考え行動する主体的な取組を基本とし、役場としては相談対応や自立に向けた補助制度などにより、その活動を支援しているところでございます。また、隊員数の増に伴い、外部委託により支援体制の拡充を図り、協力隊のOB・OGとの連携、先輩隊員による新任隊員のサポート制度の運用などの取組も進めてきたところでございます。協力隊の皆さんにとって一番の支援は、これまでも町民の皆さんの支援・応援によるものであったと考えております。協力隊の活動支援・自立に向け、町民の皆さんに協力隊をより知っていただくと。また、協力隊自身が各配属先や町内イベント等でしっかり活動し、町民の皆様の信頼を得ること、これが何より重要であると考えておりますので、引き続き広報活動や町民のイベント支援、隊員自身の理解向上などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目でございますが、協力隊の配属先、活動内容はそれぞれ特色があることから、個別の事案によつての対応を原則としてございます。各隊員の配属先の中でしっかりとコミュニケーションをとっていただき、その中で活動内容の共有と納得のプロセスを経て、調整を行っていくということにしております。一方で協力隊と配属先との調整がどうしてもうまくいかないケースというのもございますので、その場合はお互いのお話を丁寧に伺った上で、配属先を変更するなどの対応をこれまでとってきてございます。今後も引き続き、地域おこし協力隊制度を活用してまいりたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 町長の答弁の中で町民の応援が非常に重要だというお話がありました。僕のほうも協力隊に関して何人か住民の方からお話を伺ったんですが、以前は地域行事とかイベントが結構あって、手伝ってくれた隊員の人たちと交流があって、その中で例えば、知り合いになれたということが多かったんですが、コロナ以降すっかりそういったイベントなどがなくなってしまって、もう最近隊員の顔が全然わからないという声をよく聞きました。まさしく町長おっしゃっていたとおり、隊員はもちろんいろんな活動してるんですけども、その中でもどれだけ多くの住民の方だとかとの交流をするかということで、その自分のネットワークを広げたり、広げることっていうのはできると思うんですが、それがいまおっしゃったとおり非常に重要なことで、それが最終的には起業ですとか、あるいは就業、それで定着率に大きな影響を多く与えるというふうに考えます。そういった意味でも、そういったイベントとか地域行事といった町民と触れ合える事業というのは僕は非常に重要な役割を果たしていたというふうに考えています。たまたまちょうど11月の初旬、緊急事態宣言解除後のときに、中央倉庫群でNPO法人主催でイベントをやりましたが、そのとき僕もちょっとその中に出ていたのですが、そこでかなりたくさんスタッフたちが交通整理したりだとか、イベントの設営だとか運営だとか走り回っていたので、もう顔もわかんないので僕も誰なのかって主催者に聞いたら、ほとんどが協力隊員で非常に驚いた覚えがあるんですけども、本来はそういった機会をたくさんつくることで、先程町長おっしゃった町民の応援を得られるものだというふうに僕は思ってます。そういった意味では、このコロナの状況から以前のとおりにはすぐには戻らないと思っておりますが、その中でますますこの協力隊員が増えていくと考えています。そんな状況の中でそういったイベントですとか、地域行事だけではなく、さっきも広報とかいろんな方法でというふうにおっしゃっ

てましたけども、さらにいろんなかたちで住民との交流を深められる機会をもっとつくっていく、そういう必要があると僕は考えています。そういった点での町としてもバックアップが今以上に必要だと思っております。まずこの点いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） コロナ禍で本当に全てが萎縮するというか、自粛するような状況になってまして、私どもも初めてのコロナ対策ということで、とにかくみんながステイホームみたいな状況になってきたと思うんですね。ただ一昨年からの状況を見ていると、私たちはこの小さな散在散居の田舎にあっても、東京と同じステイホームっていうと家にみんな縛られて、全ての行事や会議をやめてみたいなことが多くありましたけど、何も東京と同じことをする必要はないんじゃないのかと。やっぱり3密対策ってのをしっかりやる中で、この散在散居の中で3密を避けるような緩やかなイベントですとか、そういうものを継続していかなければ、私たちの経済活動というのは本当に止まってしまわないかという危機感を最近強く持っております。できるだけ多くの交流、地域イベント、あるいは人と人のコミュニケーションの場に地域おこし協力隊の皆さんが入ることによって、新たな価値観や異質な文化が地域に入っていく、そのことによって地域が活性化するというのは、地域おこし協力隊の一番の大きな役割だというふうに思いますので、町としてもいろんな面でこういう機会が多く増えるような努力をしていきたいというふうに思います。町民の皆様や議会議員の皆様から、こういう面でもっとこういう活動したらとか、こういうのに参加したらということがあれば、遠慮なくご意見を賜りながら、できるだけそういう機会を町としてもつくっていけるように努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 僕自身もそういった機会を個人的につくっていけるように努力したいなと思っております。もう1点伺いたい点が、隊員は最大3年ということで卒業になってしまいます。卒業と同時に隊員としてもらっていた賃金や家賃の補助というのもなくなり、収入のめどは立たなくなってきた、経済的に一気に厳しくなります。例えば、もし起業したとしても、すぐに大きな売上げを上げる、つくることっていうのはかなりハードルが高いというふうに思っており、そういった意味では定住の鍵となるのは、僕は住環境に関して、特にニセコ町は家賃が非常に高いので、ニセコ町で諦めてやむなく他町村へ行くっていうことも考えると聞いてます。そういった意味で協力隊員の人たちがその3年という中でパツリと切られるっていうことに対して、内部の中で非常に危機感というよりも、何かこう、先のところに崖があるようなイメージでしょうかね、そういったイメージを抱くっていうのは結構思われているようです。募集要項の中に待遇ということでいろんなその他経費というものを設けられているようなんですけども、そういった意味で定住として必要な、例えば家賃ということに対してのものはないというふうに聞いておりますが、卒業後一気に切り離すのではなく、もちろん全部が全部というわけじゃないと思うんで、一定の条件を設けた上で、例えば半年とか1年とかそういった期間を設けて、家賃の補助を制度化して緩和措置を設け、そういった意味で彼らをパツンと切るよりも少しずつ段階的に自分たちで礎を、またその先もちょっとでも築けるような、そういったものを設けてもいいんじゃないかなと思っておりますけども、この点いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 私も以前建設課にいて公営住宅とかコーポ有島の担当をしていましたが、卒業の3年目を迎えると、何となく秋頃からそういうお話が聞こえて、何とか入れないだろうかというようなご相談を受けた経験がございます。そういう意味から、これまで7万円なり7万5,000円の家賃補助があつて暮らしていたんですけども、非常に厳しい状況にはなるのかなというふうに私も承知してるところです。しかしながら、このニセコ町の住宅不足というのは慢性的なものでございまして、一気にここ10年で新築のアパートが建ち出していますけれども、いずれも高家賃の水準ではないかなというふうに考えております。今、公営住宅の整備とか民間住宅の誘致だとか、空き家対策、SDGsの街区整備事業と住宅施策はたくさんの方を進めているんですけども、議員がおっしゃった家賃補助、卒業後の補助の件でございますけれども、ニセコ町には協力隊だけが移住してきているわけじゃなくて、たくさんの方職の方が移住してきているところです。皆さんこのニセコの家賃の高さには頭を悩めているというような話をお聞きしますので、その辺も踏まえまして、この議員からの提案ということについては、今後もう少し慎重に調査なり対応が必要かなと感じております。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） はい、私のほうからも少し追加といいますか、状況のお話をさせていただければと思います。確かに今のお話の中での住環境、それから3年で様々な支援がストップするということでありまして、この協力隊の3年間というものについては、やはり厳しい3年間であるなというふうには考えているところです。これまで卒業をされる方等々を見ておきますと、傾向としてははっきりそうだということではないんですが、やはりスタートの時点でこういうことをしたいということで、準備をもう頭の中に描きながら、ニセコ町で3年間いろいろな施設でお手伝いをいただきながらやったださる方と、3年後の描き方というのはこの3年間の活動の中でじっくり考えていくんだという考え方と、2パターンあるのかなと思います。それで、やはりその最初の方については、3年の途中からでも起業の準備が整い出して会社をつくり、木下議員のご指摘にあったように、この3年間まさにニセコの皆さんと一緒に、自分のネットワークを築きスタートさせることができる方もいらっしゃるが、なかなか残念ながらそうならず、この地を去ってしまうということも場合によってはあります。私も当時担当させていただいていた頃感じていたところは、例えばじゃこれ3年が5年に延びたから、自立の道の確率が高まるかということ、決してそうではないのではないかというのが、当時の印象でした。やはりそこはちょっと我々も厳しく、せつかくのご縁で来ていただいた方ですから、ぜひともニセコ町に骨を埋めていただくといいですか、その覚悟で来てくださる方ばかりですから、何とかそこをお互いこちらも支援しながら、協力隊の方についても頑張ってくださいというようなかたちの中で、より良い自立の方法を町とご本人、配属先、それから関係者のいろいろな町の方々と一緒になって支援をしていくということがこれから先も必要なんだろうなというふうには考えます。ただ、ちょっと繰り返しになりますけれども、3年が延びたから、もしくはその制度が延びたからということで解決がつくことではないのかもしれないというようなことも念頭に置きながらの検討をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。今後の町政の方向性について。これまでの10年と今後の10年、もしくはそれ以降で町政の進め方、主に予算の使い方について大きな方向性の違いはあるのか。また、あるとすればどのあたりにどのような違いがあるのかを伺いたと思います。

ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画というのを見たんですけれども、これはちょっと具体的なものではないと思いますので、2022年度の予算の策定に関して具体的にどのようなことを留意されているか、もしくはされる予定であるかを伺いたと思います。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでの10年間は、相次ぐ内外の自然災害の発生に伴い、ニセコ町においても震災などの大きな災害への備えを、どのようにしていくかが大きな中心テーマでございました。その中で町の行政機能をどのように維持し、大きな地震などの災害に対応できるような体制を備えていくかが求められておりました。特に耐震性のない役場庁舎の整備は、防災上からも財政的な見地からも大変重要な取組となったものと思います。今後の10年、さらにその先につきましては、継続的な防災機能強化を進める一方、老朽化した施設などの長寿命化対策や、将来を見据えたこれらの整備、長期的な視点に立った施設の維持管理が求められており、持続可能な地域とするため、バランスのよい財政運営を進めてまいりたいと考えております。

また、特に将来の過疎法、及び過疎地域からの卒業を見据えた取組をこの10年間積極的に進めてまいりたいと考えております。令和4年度の予算では投資的事業の優先順位づけや緊急性のある事業に配慮しつつも、経常経費の見直しや国や北海道、並びに関係機関からの補助交付金の活用を最大化するなど、歳入の確保を重点に置いた予算策定を進めてまいりたいと考えております。

こうした取組により、地方債残高の負担を中・長期に過度に増大することのないよう配意し、税収等の安定的な確保による財政体質の強化を図りつつ、ニセコ町の身の丈に合った財政バランスがよいという自治体経営を、将来に持続させていきたいと考えて取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） まず1点目、いくつかポイントがあると思うんですけども、今後10年20年後っていうのは具体的にどういう社会になってるか、今町長言われた自然災害とかハード面のことはもちろんだと思うんですけども、例えば20年前を振り返ると、2000年ぐらいからITという言葉が使われ始めて今に至ってるわけですね、iPhoneなんかも2007年、2008年かな、3Dが出たのが2008年なんですけど、そうするとそこから現在を迎えて、20年前とは全く変わった社会になっていることをとらえたときに、ITの問題あります。それから今後10年20年とEVが本格化してくると、それに対するインフラとかですね、それは恐らく2040年頃にはガソリン車の割合がなくなるんじゃないか。既存のものも含めてですね。そのぐらいの変化が訪れてくるんじゃないかと思ってるわけなんです。それから、コロナによって一時的なものもあるんですけども、社会構造というか社会行動自体の変化っていうものが生まれてきていると。その中で観光客が減ったというのもそうで

すし、外国資本の投資とか開発案件が、このまま継続するかどうか分からないといった不安定な状況があると思うんです。そういう中でその変化というものは今後、我々が今考える加速していく可能性が高いんじゃないのかなと思う中で、過疎対策事業債が 9 年後ぐらいに終わるということを考えたときに、自立促進というかですね、その辺の観点に立った場合に一つの判断材料である財政力指数を、例えば向上してきてますけども、全国平均には全然及ばないというような中で、その辺の改善の見込みとかですね、ちょっと整理しますと、今後の社会変化の見通し、それから具体的な卒業時点に向けての対策っていうものが、どのように意識されてるかっていうことをお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先程ご質問にありました IT 化推進でありますとか、社会情勢が大きく変動してきたというふうに思います。日頃から私もいろんな場で言うておりますけど、今私たちを取り巻く環境は、経済の長期低迷、今までのような経済が成長しない。その中で、これまで格差が膨大になってきたと。この格差をいかに縮小した社会をつくるかというのが大きな一つの社会的要因の一つになるというふうに思います。

また、地球環境の悪化ということも本当に危機な状況になっておりますので、こういうものを地域全体でどういうふうに地球環境負荷に向かって、次世代に豊かな環境を引き継いでいくのか、これまた大きなテーマでなかろうかというふうに考えております。この中で国の現在の財政状況を見ますと、相当な負担を今後世に未来の子どもたちに残していくというような実態の財政バランスになっておりますので、日本の社会を戦後からずっと見ていて、財政が地方に対して厳しくなったり、今は多少配慮はいただいておりますけど、必ずや地方交付税を含めた地方に対する一般財源の締め付けが起こらざるを得ない。そのときに地方自治体として、持続するためには、やはり今自己財源比率と申しますか、地方財政力指数、今、0.3 をやっとならぬまでも超えるまでになってきました。これは住民の皆さんや議会の皆さん、そして皆さんの応援によって、税収も一時悪いときは 6 億 5,000 万ぐらいの税収が、コロナ前でありますけど一応 10 億ぐらいまで伸ばすことができた。それはここに一定程度の投資が循環し、皆さんの経済が多少なりとも好転してきたことの成果ではないかというふうに思っています。今後過疎を見据えた中で、私たちの地方財政力指数はやはりある程度伸ばしていかないと。本州では普通大体 0.7 とか 0.8 ぐらいが首長会議なんかやると自立の一つの目安みたいなのがあります。私はこれをできれば 0.4、0.5 ぐらいまでに伸ばしていけると、相当自分たちである程度こう回していくことができるのではないかと考えております。0.4 だと 12 億 5,000 万から 13 億近い自己財源は税収が必要ですし、0.5 を目指すとすれば、やはり税収としては 15 億ぐらいを目標としなければならない。

そのときに開発抑制というか、景観活動、環境の、このニセコの豊かなものを引継ぎながら、乱開発をさせないようなかたちで、税収を安定的に伸ばしていく仕組みっていうのは、私たちの町にとって必要だというふうに思っています。そのためには、徹底した循環型社会をつくると。私たちで生み出したものが地域で消費をし、雇用と経済を賄っていくような資源・エネルギー・経済の循環社会をつくっていく。その仕組みをしっかりと支える。そのために、今回株式会社ニセコまちを昨年つくらせていただいて、SDGs という発想で住宅街を含め、あるいは将来的にはこのエネルギーも含めて、

担っていただくものとしております。また、町政執行方針で述べさせていただきましたが、来年に向けては地域林業商社というのをつくらせていただきたいというふうに思っています。私たちが、例えば地球環境一つとっても、この地域の、私たちの暮らしぶりを高める上では、CO<sub>2</sub>の排出量を抑制して環境を守る社会にしていく。しかし、なおかつそこに出る二酸化炭素を、私たちの7割を占める豊かな森で全部吸収することによって、ゼロカーボン社会をつくっていきたいと考えております。その中で、森林自体も適期にきちんと更新していくというのが大変重要で、そのためには地域に核となる地域商社があって、例えばそこにある間伐材であるとか、山に捨てられている木を別の資源に変えていく、あるいは森を育てることによってCO<sub>2</sub>の吸収が高まるというようなこともありますし、そういう面ではエネルギーの循環、それから農業においても今国営事業、あと8年で終了予定で、9年目に償還が始まるという予定になっておりますので、国営農地整備事業があがると、農家の皆さんの相当な経済的な向上と質的な向上も図られるというふうに思います。そういったことを総合的にリンクさせながら、このまちづくりを進めていきたい。

それと役場においてはDXというのは当然取り組んでいかなければなりませんし、そのときに今いる職員、例えば96人程度の職員の数を維持して行って、役場が成り立つという時代ではないというふうに思います。いかにそのパイと申しますか、そこにかかる経費はやっぱり縮小しつつ、それを担う住民の中に、例えば株式会社ニセコリゾート観光協会、あるいは林業のそういったものであるとか、まちづくりを担うセクターが、透明化された中で自治を進めていくという社会が、この10年で望まれていくのではないかとこのように思っております。できるだけ共感というものを大切にした「共感資本社会」という言い方を当時させていただきましたが、こういったものを何とか形成するように、そのことによって持続社会をつくっていききたい。今後10年間の目標としては、そういった財政バランスも含めて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 町長が考えておられる方向性とかはよくわかりました。それから、私も町長もそうだと思うんですけども、非常に厳しいことが待っていると思うんですね。これを具体的に進めていっていただきたいなと思う中で、やはりそれは役場内での共通の危機感の認識、それから町民の危機感の認識というものが重要だというふうに思ってるんですけども、その辺の周知をどのように進めていかれるかっていうか、方向性についてでもいいんですけどもお聞かせください。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 我が役場だけ考えても、実は職員同士っていうか、例えば私が考えていることを職員みんなが100%イコールで理解できているかっていうと、決して今そういうことになっていないと思います。コロナ禍であって、管理職会議はこの場でやらせていただけてますけど、なかなか職員が一堂に会しての会議だったり、それから過去に毎年やっていた管理職なり私が講師になってやる職員研修も、集めてやるっていうことをしばらくやってこなかった2年間のマイナスっていうのは、私今ちょっとダメだなというふうに思っております。こういった職員間の情報共有をしっかりとやりたいと思います。

それからおっしゃるとおり、町民の皆さんのご理解、情報伝達という面では、まだまだ不足してい

るというのは最近いろんな場に出て、特に痛感しております。正しい情報をきちっと伝えるという中で、今役場がどんな動きしてるのか、これはどんな理由なのかという説明がまだまだ足りないというふうに思いますので、ラジオニセコや、あるいは広報、それからできるだけ3密に配慮しながら懇談会の場を増やす中で、そういったコミュニケーションを高めていくことによって、議員がおっしゃったような情報共有というのをしっかり進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、高木直良君。

○8番（高木直良君） 通告に従いまして、4件質問させていただきます。最初に、JR函館本線並行在来線問題の協議会への対応についてお尋ねいたします。11月に入ってから、JR函館本線並行在来線存続問題に関して、協議会のブロック会議で示された道の予測調査と経費試算結果を中心とした各町主催の地元説明会が開かれるようになり、その動向が報道されております。報道によりますと沿線市町の意見や対応にばらつきがあり、沿線自治体での説明会の状況もばらついている状況で、沿線市町が一枚岩での認識に立っているとは言えない状況が散見されます。

こうした背景には後志ブロック会議の議論が道の試算のみに依存し、提示案が「沿線全体の暮らしや地域経済に与える影響」のほか、「鉄道の将来の可能性」など多様な角度からの考察と議論が行われていない結果だというふうに私は思います。

現状においては、次のブロック会議では方向性を決めるのではなく、各沿線自治体の実情に合わせ、当該議会や住民が様々な角度から検討し、議論を尽くせるよう一定の時間をかけることについて求め、発言すべきと考えますがいかがでしょうか。直近の状況を踏まえて、確認の意味もありますので、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

並行在来線対策協議会が平成24年、2012年に設置され、これまでJR北海道の経営状況、道南いさりび鉄道の取組など、調査を進めてきているところでございます。令和2年、2020年度には函館線函館・小樽間について、旅客流動調査・将来利用予測・収支予測調査の3つの調査を行い、本年11月1日に開催された後志ブロック会議で事務局の北海道より、交通モード別収支予測の報告がありました。この報告書を活用し、まちづくり懇談会において意見交換を行ってきましたが、参加者の方からは遠くに行くときは汽車のほうが安心で鉄道を残してほしいというご意見、また、赤字額が大きく鉄道の廃止はやむを得ないというご意見、あるいはバス転換をしても赤字なのでバスの本数自体も減らすべきなど、様々なご意見をいただいたところでございます。

12月27日開催予定の並行在来線対策協議会后志ブロック会議では、地域交通の確保方策、方向性の確認が議題となる予定でございます。私からは11月1日開催の後志ブロック会議において、多少幅を持って進めていただきたい旨の発言をさせていただいたところでありますが、9月定例会の一般質問においてお答えしているとおり、鉄道の存続、あるいはバスの転換、どちらを選択した場合においても、運営方法などの制度設計を進めるため相当の時間が必要なことから、結論自体は早い時期に方向性を出すべきであるというふうに考えております。当然議論の時間というのは必要であります

ので、今後議会のご意見などいただきながら判断をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 経過につきましては、今簡単に報告があったとおりでと思います。その上で今後の議論の在り方なんですけども、先程榊原議員に対する回答がございましたように、今後10年、20年先、あるいは町全体、あるいは沿線全体の動向がどのように変わっていくのか、あるいはどのようなことが課題になっていくのかということも含めて、特にニセコ町におきましてはこの鉄道の歴史に関わる人物をかなり輩出してきたわけです。そういった長い歴史や、この町の産業経済に非常に大きな影響、あるいは文化についても影響があった鉄道だと思えます。その上で議論を進めていく、できるだけ早期に結論を得たいという町長のお話です。そのあとの制度設計のお話をされているわけなんですけども、私はやはりこの結論に至るまでに相当の議論があつてしかるべきだと思います。

昨年の第8回ブロック会から急激に3つ目の案が出たりして、これは全然想定外だったことが突然出てきて、その3案について調査、予測がされたということでもありますけれども、私はこの収支バランスとか、そういうことに非常に偏った調査、結果だと思っています。先程申しましたように、この鉄道があることによって生まれてきた歴史や地域文化、経済、生活全般についての見直しとか議論が、あるいは将来を含めてその議論と結合したブロック会議の議論ではないというふうに議事録を見ても感じるんです。それを痛感します。ですから、これからはやはり先程おっしゃったようにですね、持続可能性、SDGsとかそういうお話もされております。これからの観光の在り方についても影響が出るでしょうし、産業、それからもとより地域公共交通の大事な一部としての生活への影響、そういったもろもろが本来もっと議論されるべきだというふうに私は考えています。

ただこの先1年かけろとは言いません。しかし、こういったことが十分、それぞれの自治体、あるいは、ブロック会議の市町の間でもっと率直な意見交換があつてしかるべきではないかと考えますので、ぜひそういったことをイメージした次のブロック会議での発言をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高木議員がおっしゃることは本当によくわかっています、私も残せるものはやっぱり残すべきだと、それは国家として大変重要だと。やはり毛細血管は日本の国隅々にきちっと這わせるというか、今まであったものを大事にすることは国の国力にとっても重要だと思っています。

これまでの鉄道の歴史を見ると、今函館線だけのために何かできるっていう状況ではありませんし、その鉄道のメリットとしては環境や経済・文化・歴史、もちろんそのとおりだと思います。しかし、昨年貨車の関係が出てきたり、そして今年になってから152億にわたる初期投資が必要であるとか、単年度収支も22億8,000万を超えるような状況、それから貨車が全く通れないような状況、トンネルも小さくて今の貨車に対応できないとか土場が悪いとか、そういうことを考えていくと、地方自治体が責任を持つということで、道と沿線自治体が高額な負担をどうやって維持できるのかと、そしてこのお金を後世の子どもたちに負担させていいのかということ、当然今いる大人の責任としてやはり明確にしていく必要があるのではないかとこのように思います。そうすると私たちの思い

としては、本当にこういう大事なものを残していきたいと思いますが、そのために将来の子どもたちを犠牲にするわけにはいきませんので、そこはやはり将来に責任を持つ判断が必要ではないかと私は思っています。

ただ、次回に方向を決めてしまうということにはならないと思いますので、そこは少し時間をとってほしいということはきちっと言いたいと思います。前回も民主主義を進める時間として、こういった期間は大事だということの趣旨の発言をさせていただいておりますので、議会においてももう少し時間をとって欲しいというお話をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ただいまの発言にもありましたように、やはり現状で今の枠組みに捕らわれていて、その域を出てないというふうに感じます。というのは、私はこの鉄道の問題についてはここだけの問題じゃないというふうに認識しております。全国の問題だというふうに考えます。そういう意味では歴史的に見てもJR三島会社と言われていた、分割した後ですね、非常にこういう困難に直面するっていうのは見えていたということも含めて、これはやはり全国の課題でありますし、全体の公共交通に対する政府の政策の問題でもあると思うんです。ですから、私は今の枠組みでもどうしようもないというか、どこからもお金が出なくて沿線自治体だけで持つんだという発想は、もう乗り越えていかなければ解決ができないというふうに私は思います。

特に先程の答弁にもありましたCO2削減とかゼロカーボンとか、そういう時代に向かわざるを得ないわけです。地球環境の問題も含めて。ですから、そういうことなども位置づけた上で、やはり根底の問題から議論ができるように、そして道なり国なりに対して物を申ししていくということも含めた議論をぜひしていただきたいというのが私の思いです。今の枠の中でガチガチにその域は出ない議論というのは、私は先が見えないようになるのは当然だというふうに思いますから、ぜひニセコ町長として、SDGsを、強く打ち出し、観光のいろんな賞をいただいたりしている中で世界的にトップを走るニセコだと思えます。ですからそういう意味では、この鉄道問題についてもそういう観点での議論をぜひ協議会で提起をしていくというような意気込みで臨んでいただきたいというのが私の思いですが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高木委員の質問のお気持ちは私も同じ気持ちです。ただ、先般もご報告させていただきましたように、黒松内の副町長、蘭越町長、私の3人で鉄道局長にもお伺いをし、函館本線は北海道開拓の歴史もあるというようなことでお願いをしてきましたが、これまでそういう課題は日本全国それぞれの中でみんな歴史も文化も背負っていて、そういう中で新幹線については地元で頑張るということをご了解を得て、今回新幹線の整備をしていると。それに特例というのはあり得ないということの話をきちっとしておられまして、何かそのために国がお金を出すということはありません。具体的に運営を皆さんがされるのであれば、その運営方策について相談にはおのりしますけれども、財政的な支援とかそういうことは全く考えられないことは明確に言われてきております。

そういった面では私たちが今直面している中で、例えば鉄道は環境に良くてバスは悪いということではなくて、バスも近い将来全て電化といいますか電気エネルギーで走るようになると思いますし、様々な交通アクセスというのは、これから考えていかなくちやならない中で、唯一鉄道だけがということは、なかなか社会の中で通らない話かなというふうに思いますし、全国の問題と言われましても、全国で既にそういうことを経験して、みんなが苦しい選択をしている中で、この函館本線だけを何とかしているのは、やっぱりそれは社会的に通らない話ではないかなというふうに思いますので、その辺は総合的に勘案しながら、最終的に判断をしてみたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後12時55分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

高木直良君。

○8番（高木直良君） 次の質問に移ります。拡大する開発案件への対応について。景観条例に基づく直近の地元説明会に参加して感じた町の姿勢に関して、以下町長の考えをお聞きしたいと思います。

1点目、携帯電話基地局の町内での新設計画に対しては、基地局の各社の共同使用について事業者には指導すべきではないでしょうか。

2点目、直近の曾我地区における開発計画案件に対しての参加者の共通の声は、この地域にはそぐわない景観破壊ではないかというものでした。法的な規制がない地域でありますので、今回のケースは景観条例施行規則第24条「周囲のまちなみ及び自然景観に調和」することや、説明資料の審査基準に関わる農村地域での「丘陵、田園風景阻害されることがないか」、この基準に反する事案ではないかと思います。窓口での「指導」や「協議」を適正に行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目としては、景観条例の次年度に向けての見直し内容が「できるだけ早い段階での住民説明会」を設けるということを明示するという方向で検討するというふうにお聞きしております。早い段階に説明会を行うということの主目的は、周辺住民の意見を反映させ、事業内容が変更可能とするためだと考えます。その際、より客観的な合意点を見出していくためには、「住民及び第三者の専門家、そして事業者との話し合いの場の設定」などが検討されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

はじめに携帯電話基地局の共同使用についてお答えいたします。現在ニセコ町では携帯電話基地局を設置する場合、景観条例に基づき関係住民に説明を実施いただいているところでございます。議

員ご指摘の共同設置については事業者間の問題でもあることから、行政が介入することは大変難しいことであるというふうに思っております。この件に関しましては、国や北海道など関係機関で参考になるよい事例があれば、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に 2 つ目の質問であります開発計画案の対応についてでございますが、開発事業者につきましてはこれまで同様に、ニセコ町景観条例や詳細を示したニセコ町景観条例説明資料をもとに、業者の皆さんに説明をさせていただいております。引き続き適正に指導してまいりたいと考えております。

3 つ目のご質問であります、事業者と住民や専門家の話合いの場の設定でございますが、早い段階で周辺住民に計画や構想についての要望提供することを規定する景観条例の見直しにつきまして、現在検討を進めているところでございます。また、第 3 者の専門家の設置につきましては、今後建築ガイドラインの策定をすることとしておりますので、こうした検討の中でその必要性の有無なども検討していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 最初の基地局の共同使用の件なんですけれども、先日楽天の説明会では今回市街地に 1 か所と郊外部で 1 か所、この基地建設の計画でした。私も含めてですけれども、当日の説明会の中で出た意見の中で、今後この 2 つに留まるわけではないでしょうと。楽天が後発ってこともありますし、ニセコに新たに基地結構設置するという状況から見て、今後どのような計画、どのような完成を求めて、要するに町内に何局ぐらい鉄塔をつくる計画があるんじゃないですかというような質問をされましたけれども、その全体像というのはその場では回答がありませんでした。まだ決めていませんみたいなことで終わってます。そのとき私以外の住民の方から出た意見なんですけれども、こういった基地局の増加について、景観上の問題、それからこれはいろいろ意見があるところですけども、基地局近くの電磁波による健康被害の問題などが案じられるということから、この増加を防ぎたいという思いで共同使用ということは考えられるのではないですかという質問もありました。その場では明確な回答はもちろんなかったんですけども、それで私もこの共同使用について改めて調べてみたんですけども、総務局は既に 2018 年の段階ですけれども、移動分野におけるインフラシェアリング云々ということでガイドラインを出してるんですね。これは今後どんどん増えていくと思うんですけども 5G、特に都市部門を中心にしながら、全国的に今後 5G 基地局が必要になってくるということで増加中です。今回楽天は別に 5G とは言っていませんでしたけれども、いずれそういうかたちで 5G に見合った基地局ができていくのではないかと思います。高さの関係もありますけれども、通常今までよりも狭い範囲しか対応できないということで、乱立する恐れが考えられます。それで総務省の考え方は、乱立の問題もありますけれども、そのコストのことを言ってますね。それぞれの会社が別々にそれぞれビルの屋上等に細かく設置するよりは、そういったインフラをシェアしていく、共同使用していくのが望ましいということでガイドラインを発表しております。そういった点から見ましても、これは確かに民間事業者ですから、町が命令するってことはできません。しかし、検討してはどうですかというような助言とか指導とか、そういったことについて求めることはできるのではないかと思います。その点についてどうでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、直近の計画については確かに説明会をやっていただきました。これは当日説明会のとき

にも事業者さんが言ってましたけども、もともとは来年 3 月ぐらいにやる予定だったのを早めて行っておりますというふうに冒頭ありました。早めてやっていただくことは非常に、今までよりは前進してるかなと思います。出された資料がありますけれども、ここに描かれている実際にできた場合のイメージが出てるんですけども、景観地区からは外れてはいますけれども、町の窓口のほうの指導でそれに見合う高さ制限を適用しましたということなんです、それはぎりぎり道道 66 号線からすぐ見えるところに 6 階建くらいのマンションがいきなり現れたようなイメージがあります。これはホテルの中の一部ということで、広大な敷地の中にもうずっとこの道路寄り、あるいは近隣の住宅といえますか、宿泊事業をやってる方たちがありますけれども、そういった近接地に本当に都会のマンションのようなホテルが現れるというようなイメージでありました。私は確かに景観地区以外はそういう高さ制限、数値制限というのはありませんから、町の指導によって景観地区の高さ 25m を準用して計画してますということなんです、これはやはり先程も言いました田園風景とか近隣とのバランスってということから言うと、本当に驚くような圧迫感のある施設がこの近くにてできてしまうと。これについては度々私も開発問題でやりとりしてきましたけども、景観条例は数値規制ではない。でもやはり地元住民の声を聞きながら、合意形成を図っていくことを求めているということなんです。私自身の経験から、今年に入ってからも 5、6 回はこういう地元説明会に参加してます。そこで地元の方はやはりいろいろ意見を言うわけですね。こういうふうに変えてほしい、ちょっとこれじゃ困りますということと言っても、話は聞きますがそこで拒絶はしないんです。次の回もやりますっていうことでやりますけども、結果的にほとんど修正がないんですよ。結果的にはその中身が町としても協議しようっていうかたちで、提案されたものについて最終的にはオーケーを出すということが起きてるといふふうに私は思ってます。ですから、できるだけ時期を早めて説明会をやって意見を聞く、そこはいいんです。それをそういうふうに変えていくということまではいいんですけども、さらに一切のやりとりの中でお互いに利用者が住民の声を聞いたり、専門家の意見を聞いて、ここは変えましょうかということでも早めにやるってことの意味は、変更可能な時間を設けるという趣旨ですから。もう一つは一方的に住民が意見を言って、それに事業者が答えて、その繰り返しで最終的にはほとんど何も変わらないということがないように、やはりやりとりをして、お互いに提案できる、事業者からすれば柔軟に変更するというゆとりを持つ。その間には専門家も入ると。住民の思い、口調にしても意見にしても思いが強いですから、ちょっと対立関係が生まれてしまうということが生じがちなんですけども、それをやはり第三者の専門家と言われる人を間に入れることによって、生産的な協議ができるのではないかと思います。ですから、先程ガイドラインを形成する中で検討したいということですから、ぜひその方向で具体化を図っていただきたいと思えます。

ニセコ町は、先日 12 月 2 日に国連世界観光機関、UNWTO によって、持続可能な開発目標 SDGs に沿って独自の観光事業を行ってる町であるということで非常に評価されました。そのなかで乱開発を抑える景観条例や地元での観光人材の育成、二酸化炭素の排出量削減の取組を評価されたことによって、非常に数少ない賞といえますか、ニセコ町が評価されたということが発表されております。ですからそういうことも踏まえて、やはり説明会の趣旨として合意形成があるので、その合意形成ができるような場をぜひ検討いただきたい、具体化していただきたいと思えますがいかがでし

ようか。

○町長（片山健也君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 高木議員の質問、すごい重い質問なので、私のほうからどこまでお答えできるかというのはあるんですけど、まず1点目の鉄塔の関係、この共架の関係含めて、全国では珍しいんですけども、北海道の美瑛町では確かに景観に入る事項ということで、要綱でも何でもありませんけども、NTTドコモ含めて大手3社に今まで共架するよという指導をやったという事例はあります。その関係について実際にどうなっているかっていうことを確認したところ、まだ1件もないということでお話は聞いてます。先程も言ったように確かに民々同士の事業間関係もありますので、その辺の共架という部分の取り合いは非常に難しい部分かなと思っておりますが、これまでもニセコ町では過去5年間12件ほど鉄塔の関係の申請ありました。そのときも極力窓口のほうではあまり高くないものにしてくれませんかとか、できる限り共架してくれませんかというご指導をしたという経緯は一応あります。今後も引き続きそのようなかたちで、総務省のほうで出しているガイドラインに沿ってやっていきたいと思っております。

あと2点目、3点目の恐らくニセコの曽我プロジェクト（仮称）のお話かなと思っております。あそここのエリアについては準都市計画を外れておまして、景観地区、特定用途地区、それら全て外れている地域でありまして、今残されている最後の砦というニセコ町景観条例だけしかない状況ではあります。ただ、今おっしゃったように、法的な規制というのは特段ないもんですから、事業者のほうも現段階では準都市計画に基づいた特定のルール、25mまでというところを守って、ある程度その準都市に倣ったかたちで、最低限持っていきたいということの努力はしたのかなというふうに思っております。今おっしゃったように、これまでいろんな意味の話合い、たくさん他の事業もやってきてるんですけども、この辺については今後早い段階、決まってから説明するのではなくて、ある程度の構想段階をもって住民説明会を開いていただくような場を、ニセコ町景観条例ですね、この位置づけをしっかりとここにうたって事業者の説明していきたいと思っております。これまでも詳しいニセコ町景観条例の資料編というのがありまして、それをもって事細かい指導を今後もちよとしていきたいと考えています。

それとあと専門家の関係については、いまニセコ町建築ガイドライン策定事前調査というのをやっております、これを2月下旬か3月上旬ぐらいにニセコ町がいまどんな実態に置かれているかというのをこと細かく調べていますので、この関係についてパブリックコメントをやって、また皆さんの意見をもとに次年度、令和4年以降、建築ガイドラインのある程度の目安になるものをつくって、その目安になるものをもとに今後いろんな申請について基準がないというので、そのガイドラインをもとに進めていきたいというふうに思っています。専門家についてもどのようにしたらよいかという仕組みについて、建築ガイドラインの策定も含めて合わせて検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ちょっと補足させていただきたいと思っておりますが、携帯電話につきましてはニセコ町を見渡していただければ分かるとおおり、高いものについてはこれまでないと思っております。一件、

地権者との合意形成まであって、かなり大きなものが建つ予定でありましたが、それは町のほうで全町から見えてしまうので何とかやめてくれということで当時ご理解いただいて、いま全く別の場所に建っております。ニセコ町の境界側に結構高い鉄塔が建っているのはおわかりかと思いますが、これはニセコ町に景観条例があって、事業者さんがこういうものを委託発注したり設計するとき、地元との協議があるということが物すごく大きなプレッシャーになっていて、ニセコ町には高い鉄塔は建てられないということで、高い鉄塔の場合はニセコ町以外の場所に建てるということで進んでいるというふうに聞いています。それから共同設置はいい案があればやりたいです。ただ現実的には、何て言いますかね、ライバル会社同士が同じ鉄塔で、相当な隠れた技術と申しますかね、専門性の高い技術があるものですから、今のところ北海道内で大きく新聞に載って、私も本当にすごいことだと思っています。全部のものを鉄塔を集めて数を減らすのはすばらしいと思っていましたが、実際には事例はまだ1件もないというようなことでありますので、これにつきましては将来の5Gであるとか、そういうのが進むともっともっと細かい鉄塔ができる可能もあるので、それは引き続き情報収集していきたいと思っております。

それから2番目に言われていた地区につきましては、窓口ではもっとたくさんの交渉をやっていると思いますが、私が知っているおおよその大きな話だけでは3回見直しをされていると思います。最初は60mを超えるホテル構想だったと思いますが、それはそもそも論としてうちでは認められないと。全町から見えるタワーのようなホテルを建てられるとニセコの景観台無しだということで、そもそも最初の段階でお願いをして変更させていただいております。その後きたものも60という高さはなかったのですが、かなり大きな建物で、やはり環境圧迫要因が大きいのではないかとということで、事業者さんがそれであれば規制はないけれども最低限準都市計画に沿ったものにしたいということで、今回大きさを縮小した計画として提案をさせていただいて、住民検討会に入ったというふうに思います。ただそういう経過自体をなかなかきちっと説明されていないところがあって、何かいきなりそこでという感じがあるので、そこは今後事業者さんに当初の計画は実はこんなのがあったと、だけどういうふうになりましたということを中心に説明するというのも重要ではないかと思っておりますので、その辺またお話をしていきたいと思っております。

それから黒瀧課長が言ったとおり、現在ガイドライン、何とか詰めていって、それを広くPRしていきたいというふうに考えておりますので、その中でそういったものが本来うまく機能するのかどうか、そういうことも含めて検討したいというふうに考えております。ただご承知のとおり、これまで10数年間にわたって大きな土地を持っているところが、結果的にニセコ町の景観条例のために全く設計にも入っていないところも実はたくさんありまして、ニセコの景観がいま守られているのは、まさに景観条例があるということの価値で、よそはどんどん建っていますがニセコ町は比較的緩やかな開発と申しますか、そういう投資になっているのは景観条例の抑止力ではないかと思っております。

ただ一つ、当時我々が景観条例つくるとき、実は相当な議論をしまして、数値を入れるってことは数値自体が相手の権利になりますので、それを抑制するということは基本的人権をだめにしますかとか、いわゆる受忍限度論に沿った対応以外はその財産権を拒否できないというのが日本の法律の流れでありますので、そういったことも全体の法的な要素も踏まえながら、今後ガイドライン含

めて次のレベルに景観条例がいけるように検討してまいりたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 共同アンテナという件につきましては、確かにライバル同士の事業者であることは間違いありません。そもそものガイドラインにもメリットとデメリットと両方書いてあります。ですから、全てが整合するとは言えませんが、ぜひその方向は目指していただきたいなと思います。

それから景観条例の件ですが、先程の課長と町長からのお話にありましたように、町としてもいろんな努力をされてるということについては、私もその点は否定はいたしません。やっぱり景観条例をつくったことによって、一定の事業者さんに対する利益優先といいますか、そういったものを抑制したり、定款についても再考していただいて配慮した案を出すとか、そういう成果が全然なかったとは言えません。それは否定しません。しかし、今回出たような曾我のプロジェクトを見る限りは、今お話ありましたけれども、とんでもないタワーマンションのようなものが最初の案だったと。しかしそれに対して2回3回説明して準都市並みの高さを25mまでに押さえるということだと思います。だからそこまでの努力は否定はいたしません。ただ実際それを踏まえても出てきてる案は、私は、私っていうより地域の皆さんも含めて、実際にその近くで営業されてる方がいらっしゃいます。そういう方から見ても非常に圧迫感があるし、ただ細かい話ですと入り口部分の土の造成によって、目の前に擁壁ができちゃうとか、そういったプランになってるんですね。ですから、早くやっていただいたということを生かして、これがよりよいものに、周りの住民も、それから事業者さんにとっても、それから訪れる方にとっても、ゆったりとニセコを楽しんでいただくような事業に発展するようになればいいと思っています。ですから、やはりそのやりとりが生産的になるようにするためには、先程提案したような第三者の専門家も入れたような、やりとりが可能なような専門的な意見も含めて、そういう場がぜひともできればいいのではないかと思います。その上で今ご説明ありました景観条例には数値がないけれども、ガイドラインみたいなものをあらかじめ、規制ではないですけども誘導できるような、そういうものを公表しておく。ここでその事業をやろうという人が誰もがそのガイドラインを頭に入れた上でプランを練っていただくという意味でのガイドラインは非常に有効だと思いますので、ぜひ実りあるガイドラインができますように、私も賛同したいと思いますので、一層努力をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 次の質問です。この間、原油価格の高止まりによる13年ぶりの燃料価格の高騰が続き、今月に入ってガソリンは160円台に、灯油は115円になって生活を直撃しております。ニセコ町は福祉灯油制度を設け、一定の収入条件の方に対する灯油代の補助を行っております。

しかし、現行制度の条件では対象が狭く、この冬の暖房費に苦勞されている生活困窮者の方々が残り残される状況に至ってるのではないかと思います。

現在の実施要項2条「当該年度町民税の非課税世帯で」あり、「現に生活に困窮している世帯」を対象とする。でも、一方「前年の収入額が80万円以上の独居老人世帯、あるいは生活保護世帯、及

び社会福祉施設入所世帯を除く」という除外規定がございます。第3条では「(1) 独居老人世帯、65歳以上の単身世帯」、「(2) 母子家庭または父子家庭」ということが対象の条件としてあります。

先程冒頭に言いましたように、あるいは篠原議員からも質問がありましたように、現在の灯油、あるいはガソリン等の状況は、非常に厳しいものがありますので、この実施要領の条件緩和についてご検討いただきたいと思っておりますので、以下の点で所見を伺います。

一つは現在の灯油価格高騰の状況や、過去の事例から見ても、この2条・3条の対象要件を少し緩和するべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

2番目として、「第5条 助成する灯油量は1シーズン、つまり12月から3月、世帯あたり400リットル、平均すると1か月100リットルを限度」と、助成の限度を設けておりますが、これを拡大するような考えはございませんでしょうか。

3番目として、現行制度は、あくまでも世帯（家庭）を対象としておりますけれども、例えば民間の医療機関、あるいは福祉施設などへの援助の検討ということではできないでしょうか。以上、お伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高木議員のご質問にお答えいたします。先の篠原議員さんのご質問に回答させていただいたとおり、65歳以上の独居及び高齢者のみの非課税世帯を対象に、福祉灯油助成事業を実施したいというふうに考えております。この後、補正予算案を提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

また、現行制度の福祉灯油助成事業についてでございますが、1つ目の対象要件の緩和と2つ目の助成限度の拡大につきましては、現在のところ見直し等考えてはおりませんので、よろしくお願いたします。

次、3つ目の民間の医療・福祉施設への援助につきましては、まずそれぞれの事業所において検討いただいているものと思っておりますので、これまで同様、その上で必要があればご相談をいただけるものと考えておりますので、またそういった場で協議をさせていただきたいと思っております。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先程も説明ありましたが、新たに補正予算を組んで、この福祉灯油の要綱そのものを変えるというのじゃなくて、特別措置的に行うというお話を聞きました。そのことについては評価したいと思います。その上で、先程述べた中に生活保護世帯への不適用っていうのが、うたわれているわけです。しかし、2007年、ちょっと前になりますけれども、厚生労働省の事務連絡の中で事務連絡が発出されているんですけども、生活保護担当課宛に当該助成、つまり福祉灯油について支給対象1人8,000円以内の額については収入とは認定しない取扱いとするということでの通知が出されております。そういう意味で、現状の燃料の高騰という異常な状態を鑑みて、ぜひこれを生かして、実際に実施している自治体も50いくつございます。そういう中においてニセコ町においても生活保護世帯も対象にするということを検討すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。今後、生活の燃料、特に冬の寒い中での生活を、どうしても皆さん苦しい中で燃料代を出すということに大

変困窮しておると思います。そういう意味でもぜひ少しでも枠を拡大する、この恩恵を受けられる対象が増えるということについての仕組みを検討いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 新しい特例福祉灯油につきましては、生活保護世帯においても 65 歳以上の非課税世帯であれば該当にするというふうに考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 先程民間施設、医療施設とか福祉施設について、協議があれば検討していただくということですので、ぜひそのような扱いをしていただきたいと思います。その上でちょっと先程補正予算、これから審議いたしますけども、明記されてるのは教育費関係ということで、学校・体育館が明示されています。しかし、その他の公共施設についてはこの燃料費に補正を組むというような姿がちょっと見えないんですけれども。この全体像について、先程質問した福祉施設、医療施設も含めてなんですけど、全体像ですね、どのようなお考えか最終的に確認をしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 島崎係長。

○財政係長（島崎貴義君） 補正予算の話になりましたので、その部分を私のほうから説明させていただきます。今回の補正予算で学校、体育館、それから幼児センターですね、高校はなかったんですけれども、その量がかかなり多いんです。そこで 12 月の時点で予算が足りなくなるということで、今回補正予算にて調整しております。ただ、他の公共施設においても、もしかしたら 3 月足りなくなるかもとか、そういう話は出ていますので、そこはまた別途予算が足りなくなった次第に予算計上を検討させていただきます。

今、特別交付税で 0.5 を予定してるんですけれども、そういった特別な措置が今年度に限り措置される予定でございまして、その申請については、各公共施設が灯油を使い切って予算が足りなくなるかもということで、そこら辺ちょっと全部の申請が通るかわからないんですけれども、そういった申請もしてございますのでご安心いただければと思います。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 質問のなかで福祉施設と言われたのは、たぶんいま福祉会系統でやっている現場のことかなと思いますが、そこにつきましてはコロナ下で大変な負担をされているということもありまして、それらを含めて総合的な支援ということで協議させていただいております。また新たに発生する場合は、議会のほうにも提案させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問を許します。

○8 番（高木直良君） 広報ニセコの 12 月号に「除雪にご協力を」という記事が掲載されまして、ニセコ町での除雪事業の現状の一端と、除雪作業に 30 年以上携わってこられた方のご苦労話が掲載されておりました。町民にこうした情報提供することは非常に大事だと思っております。

同時に、ニセコエリアで起きている除雪に関する状況の全体像、それを把握した上で課題の解決を図らなければならないと考えます。いま除雪の中心的な担い手であります事業者さんの共通の悩みは、除雪車のオペレーター不足です。除雪の担い手不足は危機的状況にあると私は思っておりますの

で、以下質問します。

1 つは事業者オペレーター確保が大きな課題であると考えますけども、町としては現状どのように把握し、評価されているでしょうか。

2 点目としては、事業者の共通で喫緊の課題でありますオペレーターの育成や確保を援助する仕組みを町として組織的に検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。初めに 1 つ目のご質問であります、近年倶知安町・ニセコ町エリアを初めとして、ホテルや別荘地の建設などの開発に伴う施設除雪の需要が増え、町道除雪における作業につきましても影響を受けているところでございます。特に除雪車を操縦するオペレーターの人材不足が大きな要因となっているものと思います。また、そのような状況の中で、これまで行ってきておりました私道除雪や、個人の方の敷地内除雪にも支障が出てきているというような情報を聞いているところでございます。町としてもこうした状況を何とか改善できないかというふうに考えているところでございます。

次に 2 つ目のご質問であります、オペレーターの育成確保、助成などにつきましてお答えいたします。この件に関しましては、オペレーターの人材確保を最優先に行うために、第 1 に機械技能講習会や大型自動車免許、大型特殊免許などの取得に関して、除雪事業経営者との協議のもと、条件付で次年度から支援できるような検討を現在考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） お答えにありましたように、非常にこのオペレーター不足は深刻だと考えます。実際その影響がお話にありましたように、どうしても開発エリアのほうに有利な条件で誘導されるといいますか、それこそそれは民民の話ですけれども、そちらに足りない人材が多くとられてしまっているという状況。それから、逆にそのことによる民民といいますかね、去年まで私道の何百メートルかある業者さん頼んでいたけども、どうもその値段が上がってしまったとか、あるいは断られたとか、そういうことが実際に起きております。その一方で、うちはこんだけ安くやるからということで頼んだところ、その技術が伴ってなくて、自宅の植木に傷がついたとか、あるいは壁に傷がついたとかそういうことがあって、もう今年はそういうところには頼まないという方の話も聞きました。ですから、高ければやるっていうのと、安いからこちらへどうぞという極端な現象が起きてきているというのが実情だと思うんですね。

それで私が考えますのは、一つはオペレーターをどうやって確保し育成するかという問題と、私道とか民間の宅地を含めて、やっぱり公正な価格で契約ができる仕組み、やはり一対一ですとどうしても事業者さんの都合から高いお金が提示されて、それに対してどうしても頼みたいので、ちょっと高いけども我慢するとか、そういう状況は起きていると思うんです。そういう意味で、このオペレーター確保については本当に真剣に取り組まないと、この町の基本的な生活が非常に危険な状況、危機的な状況に追い込まれると考えています。それで条件付で来年度、そういった育成についての支援が受けられそうだというお話ですけども、さらにこれは町のみではなくて、例えば振興局とか開発局とい

ったところと問題を共有して、お互いに取り合うのではなくて、どうやったら全体が充実できるのか、人材育成ができるのかっていうことをきちっと協議の場というのを設定すべきではないかと考えます。

それから育成ということで、仮にまだ免許を持ってない方で若手の方がこれやってみようということで、その意思を持って、例えば仕事が冬季間のみということになってしまう、あるいは今ちょっと雪が少なくなってますけども、暖冬でほとんど出勤回数がなく事業者さんの収入も減って、働こうと思った方の仕事もあまりなくて収入も落ちてしまうということによる弊害、あるいは冬季だけは働いて収入があるけれども、夏季は全然見通しが無い、仕事の当てがないというようなことが起きないように、トータルでこの仕事で安定的に収入もあるし、町の皆さんの生活に貢献できるというような安定した仕事として、地元の産業として定着できる、そういう人材育成の仕組みというものをぜひ検討していただければいいと思います。

それで、その関連でちょっと気になったことがありましたのでお聞きしたいと思います。広報ニセコ 11 月号の 11 ページに除雪サービスの支援、これは社会福祉協議会に委託してるものということです。申出は何日が締切りですという記事が掲載されました。12 月号には 23 ページに高齢者の住宅前の除雪事業ということで、窓口は保健福祉課の福祉係という記事が載せられておまして、これも締切りがいついつですということが紹介されてるんですね。しかし、ニセコ町としてのこの除雪に関する支援・サービスについてはもう一つあるわけです。今年の仕事の 115 ページには保健福祉課が所管する除雪事業についての 3 つのメニューが紹介されています。一方、都市建設課所管の生活道路の除雪費補助、これは今年の仕事の 38 ページに載っております。いずれも申請が必要です。しかし、広報を見る限り、これを全部網羅してニセコ町ではこういう制度が、こういうメニューがありますので、該当する方はぜひ申請してくださいというふうに総合的に出すべき情報ではないかなと私は思うんです。ですから所管課が違ったり、締切り日が違うということでバラバラに掲載されているんですけども、私はぜひ町がやってる除雪に関する支援とかサービスについて、総合的にお知らせする、そういう出し方が適当ではないかというふうに考えます。改善できると思いますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。確かに今までは都市建設課のほうで高齢者除雪をみていた経緯もありました。補助の関係の一環もありまして、それぞれの所管で分けたといういきさつもありました。今おっしゃったように、ちょっとわかりづらいという部分、掲載の仕方についてはもうちょっと工夫をして、わかりやすいような広報の出し方を今後検討したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今のつけ足しとして、その広報部分についてはご指摘のとおりだと思います。広報編集する上でちょっとこう視点としてはあります。申請の間に合うものを載せたということではないかなと思います。網羅的に記事は載せた上で、申請に関してはこれからのものについてはこうだよとか、ひと工夫が必要だったのかもしれない。もっと知りたい仕事に載っている事業も、網

羅するべく紙面の構成をするということについては配慮してまいりたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先程提案した支援のシステムで、例えば振興局も巻き込んでとか、そういう部分についてお考えがあればお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） オペレーター不足はニセコ町だけの問題ではありませんので、おっしゃるとおり振興局でも今そういう危機感を持っている部署が、特に雇用関係でありますので、少し連携をとって後志町村会含めて、そういう提起を私のほうからもしっかりしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終了します。

#### ◎日程第5 発議第7号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、発議第7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案の委員長報告を議題とします。

委員長の報告を求めます。

木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 去る12月8日の本会議において、当委員会に付託されました発議第7号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案に関して、12月8日、全員出席のもと産業建設常任委員会を開催し、慎重審議しましたので結果を報告します。

発議第7号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案の件は、願意を妥当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

これより、発議第7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第7号 地球温暖化、海水温の上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決すべきものと決することに決しました。

#### ◎日程第6 議案第10号

○議長(猪狩一郎君) 日程第6、議案第10号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○1番(篠原正男君) 44ページのアンヌプリ地区雪崩事故防止対策協議会への負担金に関わる補正について、3点ほどお伺いしたいと思います。倶知安町と共同で110万円ずつの負担とのことですが、雪崩対策協議会ではどのような意見、といいますか、合意形成がなされたか、その過程がもしわかればお知らせをいただきたい。

2点目は倶知安・ニセコ双方で1名ずつ計2名を新たに採用したいということですが、採用にあたっての手續等については、どのような手續はなされているのか。もしくはこれからであれば、どのようになされるのかという点についてお伺いします。

3点目は給与の支払いに関してです。協議会の会計につきましては、本町商工観光課に設置しているということですから、会計も担ってるだろうというふうに思います。ただ、この給与としての支払い手続きがどのようになされるのか、また、勤務実態等の把握など、どのような手續を経て支払いが行われるのか、この3点をお伺いします。

それからですね、もう一つお伺いしたいのは、46ページの教育費の中の小学校・中学校・総合体育館・幼児センターでしたっけ、灯油等の単価増に伴う補正に関わる今回の案件についてお伺いをしたいと思います。先程の一般質問の中でも一部出ておりましたけれども、今回補正をしようとするものは、単価増による予算不足を生じたがゆえの補正なのか、それとも、そもそも使用量の見込みより使用量が増えたからとプラス単価増なのか、その点をお伺いしたい。特にニセコ高校などでは、学校本体と寄宿舎、以前は農場のほうでもそれぞれで予算をとっていましたが、去年からでしょうか、学校のほうでは全体をまとめているようであります。予算的には519万1,000円。寄宿舎のほうを165万円と予算額が多いということはやっぱり使用量も多いんだろうと。単純に考えれば一番影響を受けるところではないかなというふうに思うのですが、そのほかにも例えば給食センター299万円の予算であったりということで、その辺の施設全体の考え方について、お考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） ただいまのご質問の雪崩協議会の関係についてお答えします。まず、どのような合意形成がなされたのかというところではありますが、9月のなだれ協議会の担当者会議で、各スキー場と雪崩調査場、各町の担当者が集まりまして、春から新谷さんと意見交換した中で、2名ほど新規に採用し、採用というかなだれ調査所で作業のお手伝いをしていただけの方の目星がついたというところの話聞いておりましたので、それについてやはり人件費がかかってくるだろうというところを踏まえ、両町と協議会のほうで話し合った結果、今回の12月で補正を出していこうということで合意形成がなされたというところでもあります。

その採用手続ということなのですが、これは町から正式に辞令を出してるということではなく、あくまで雪崩調査所で採用しているというかたちになっております。給与の支払い等についても、協議会の予算の中から雪崩調査所に調査費というかたちで支出しております。その中で給与相当分の支払いをしているということで認識しております。

勤務実態については、雪崩調査所の所長である新谷さんに把握してもらってるというか、認識していただいているかたちになっています。私からは以上です。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） 学校関係の燃料費のご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。単価アップなのか使用量が増えるからなのかというご質問ですが、単価アップ分のみを今回は計上させていただいております。いま学校に関してはとにかく換気をしてくださいということで、ある意味無駄焚きと言われるかもしれませんが、暖房をかけながら窓を開けていかなければならないということもございまして、使用量については予算要求している部分、みっちり使うだろうというふうに思っております。その中で単価が不足するだろうという判断から今回あげさせていただいたというところでございます。

高校については、義務教育の学校に比べると使用量が少ないという中で、校舎は乗り切れるだろうというところで、ハウス、施設関係については実は先般補正させていただきましたが、ボイラーが壊れまして新しいボイラーに変えたということで、燃費がだいぶ上がるだろうというところもございまして、そういう部分で乗り切れるのではないかと現時点での考え方でございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 淵野課長。

○こども未来課長（淵野伸隆君） 同じく灯油の関係、幼児センター分についてですけれども、幼児センター分についても小・中学校と同様に、単価アップ分のみ今回増額補正をさせていただいております。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） 体育館は重油を使っていますが、82円で6万リットル予算計上していますが、112円で単価が30円上がってしまっていて、予算が足りないということで計上させていただきました。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうから全体的な燃油の関係ということで、基本的には今回は単価ア

ップを見込んで補正をさせていただいております。ただ、今も申し上げたように、各施設によっての状況も様々違うということもありますので、それらのものも加味しながら、基本的には単価アップの対応をさせていただいたということになってございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 教育費における灯油・重油分については了解をいたしました。

それでは1問目の雪崩調査情報に関わってなんですが、失礼しました、協議会への補助に関わってなんですが、先程の課長の答弁では調査所が把握しているからよろしいではないかというような発言に私は受けたんですが、町として補助金を交付して、その補助金を受けた団体が次の組織に補助をするっていうそのときに、何らかのその担保といいますか、明らかな証拠といいますか、明らかに出勤し勤務し、それからお金をそこで支出しましたという取扱いが必要になってくるのではないかなど。というのは、もしそれがなければ全くのザルで、右から左ということもあり得るのかなというふうに思います。そこでその点について、ご担当としてはどのように考えられてるのか、再度お伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） 篠原議員のおっしゃるとおり、そういうふうに捉えられてもおかしくないかと思います。実態としては事実上雪崩情報を年間100通以上出して、現場のほうに出ている、それをもとにしてゲートの開閉をして、実際に雪崩調査所としての役割を担っていただいているというふうに把握しているところでありますが、その辺信頼関係の中で成り立っていると言わざるを得ないかなと思います。ただその勤務実態等の把握については、もうちょっと詳しく我々も把握できるように雪崩調査所と協力して方法を考えていきたいというふうに考えておりますので、お許し願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今の件でございますが、雪崩調査所といいますか、この雪崩の事故防止の関係につきましても、皆さんご承知のことだと思いますが、今の最大の課題はこの情報をいかに継続して、今後も出し続けるかということでございます。その中で、調査所の皆さんについては本当に献身的に、冬の期間毎日雪の状況を調査し、雪崩情報を出すということをやっていただいております。所長も現状で74歳ということもあり、ずっと長くこのまま持続可能になっていくというのは不可能なことでございますので、改めて後継者をつくっていかなくちゃならないという話合いの中で、何とかお2人の方を協議会、調査所も含めて見つけ、育成し、何とか次をつないでいきたいというかたちの中で実施をしているところでございます。担当のほうからも話はありましたけれども、基本的にこの負担金の中身については、冬季間の日数等々、条件を町のほうで積算をし、この積算に伴ってお金を出しているということになってございます。それにあたっては今後も町のほうから負担した金額については、きっちりと確認・精査していくということになろうかと思いますので、そのように今後は対応してまいりたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） お答えいただいたものでだいたい理解をしたんですが、1点お断りしときま

すのは、単にその雪崩調査所の活動を否定しようと思って質問したわけではありません。逆にニセコ町として、いかに透明性を保って、この雪崩対策協議会と情報発信等に関わる各スキー場の安全確保等を図っていくかというあたりの点が一番私は大事だというふうに思っています。そのような点も踏まえて今後さらに、例えばいまの体制がいいのか、それともまた新たな仕組みづくりに向けて取り組んだほうがいいのか、その辺も含めてご検討いただきたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ニセコルールに関してのご支援だというふうに思いますので、大変ありがとうございます。ご存じのとおり、ニセコがこれだけ海外に宣伝されたというのは、まさにニセコルールでありまして、平成 16、7 年前ですか、ニューヨーク・タイムズが「日出ずる国の滑降」ということで、神秘の雪に出会える場所があるとニセコの特集をされて、それが世界配信されたということで、そのあと CNN を初め、海外のマスコミが多岐にわたってニセコの取材に入って、神秘のパウダーを世界に宣伝いただけるということになりました。こうした雪崩調査所のニセコルールというものが世界では稀なものだということで、6 年前でしたか、議会にもお諮りして、私ども職員をオーストリア キッツビュールに派遣しましたが、いわゆるスキー界のオスカー賞という賞がありまして、その中で世界最大のスキー界を表彰する賞であります。これまでスキー場とホテル関係を表彰してきた賞で、世界で初めて人物表彰ということで、世界のスキー界に貢献したという功績で新谷暁生氏が人物表彰されるという功績のニセコルールということでもあります。今私たちの課題は、このニセコルールをいかにどう継続していくかということでもありますので、それはやはり人材育成といえますか、そのノウハウを引き継ぐ人材をいかに育てていくかということが非常に重要かというふうに思っています。

また、ニセコ雪崩調査所自体の機能向上といえますか、本当に新谷暁生さんはじめ、一生懸命やっただけでいる皆さんをいかに行政がサポートして、継続していく体制をつくっていくかということが、私どもアンヌプリ地区の雪崩事故防止対策協議会の大きな課題でもありまして、毎年その話合いを行っているところであります。今般ずっと前から負担金を両町でもう少し出しましょう、あるいはスキー場もということでありましたが、スキー場はここ 2 年ほどコロナ禍にあって、実は大変な状況になっているという実態から見て、やっぱり両町がある程度応援するというので、私どものほうで基本的に積算をして、何とかその人材をつなげてほしいということで、110 万円の追加補正ということで進めたわけでありまして、これは全く完璧なものではありません。お金の問題ではないということ雪崩調査所から言われておりまして、別にお金を出したので当然やってくださいという気は全くなくて、何とかこの雪崩事故ニセコルールをつなげる仕組みのため、共感を得てそうだねと言って手伝ってくれる人が、いま全体で 4 人ほど交代しながらやっただけでいる状況なので、その中から 1 人でも 2 人でも新谷さんのやられているようなことを担っていただける、そんな人が育てばいいなということで、今回補正予算出させていただいたものであります。

来年度におきましても、やはりいろんなスキー場の応援も含めて課題がありますので、篠原議員がおっしゃったとおり透明性も大事だとは思いますが、そこの引き継ぐノウハウをできるだけ町としても応援していきたいというふうに現在考えておりますので、質問のご趣旨も配慮しながら取り進

めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 30ページ、債務負担行為の補正ということで、先般政策案件の説明を受けました。ここにあります役場庁舎駐車場再整備事業ということで、現在残っております旧庁舎の解体費のほかに新設する駐車場の地下及び地上の設計と施工ということで、債務負担で、この3か年にわたる金額がここに表示されております。それで一つは、説明会を受けて、私だけではなく多くの議員が感じたのが、担当者からすると以前にそういった金額はほぼ伝えていたということでありませけれども、実際に図面と金額構成など知らされた上で、これはもう少し安くできないものかという意見が交わされました。債務負担行為でここに表示されているのは、最高限度額であるというふうに先程解説を受けたわけですが、いずれにしても今後その債務負担で3か年にわたる契約を、年度内にするかのような工程表があったとも思います。仮にこういった声を受けて、少しでも構造を見直すことによって、あるいは工法を見直すこと、規模を見直すことによって縮小される可能性があるとするれば、年度内に予定されてる契約、デザインビルド方式というふうにお聞きしており、公募型でプロポーザルで行うという説明でございましたが、いずれにしても予定価格はあるわけですね。ですからその予定価格が、例えば構造を少し見直して、前回の説明よりも抑えられるとすれば予定価格も下がるわけですが、そういった時間的な余裕っていうのがあるのかどうかですね。構造の見直しをして、その上でデザインビルドで公募して、契約を年度内についていうことが間に合うのかどうかというのは、私はちょっと疑問に思いました。ですから2点、変更の可能性、縮小のほうの変更の可能性はあるのかどうかということと、それから契約の時期の整合性ですね、予定価格の設定が時間的に間に合うものかどうかということが疑問なので、お聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） まず債務負担行為の内容につきましては令和4年から6年の3年間で、実施設計それから施工管理、解体工事、再整備工事、いわゆる本体の工事ということに合わせて、最大限度額ということで今回この債務負担の行為の補正をさせていただいてるというところでございます。

その上で、実は1昨日の12月13日、こちらも兼ねてから検討しておりました消防庁舎につきまして、実は速報で建物1階の耐震度においてNGが出てしまったということが判明をしました。これまでの調査の中でそれがわかったということなんですが、そうなってきますと、今度は消防庁舎の建設についても相当時間的にペースアップして、もう耐震の状況はダメだということでございますので、いよいよこれを建て替えるということが検討の中にながちりとはまり込んでくるのかなというところでございます。いま例えば、旧役場庁舎の駐車場も兼ねて消防庁舎も含めた可能性がないかどうかということをお急ぎで検討させていただこうかということでございます。その辺も加味しますと、現状でもしそのようなかたちに今後なれば、もしなればなんですが、債務負担行為の変更をさせていただくことになり得るだろうということをお急ぎで、方向性の一つとして考えているところでございます。そうなりますと、早急に方向性を決めていかなければならないとは思いますが、契約等の、それから計画についても変更が生じる可能性があるということをお急ぎで申し上げさせていただきたい

と。

ただ、今回のこの役場庁舎の駐車場という部分についても、このようなかたちで一度債務負担行為の補正をさせていただいているところでございますので、先程申し上げたことについてはもちろん決定していることではございませんので、この債務負担行為を生かしていただいた上で、変更を目途に検討もさせていただきたいということでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今新しい情報も加わったお話だと思います。それでちょっと新しい情報に入っちゃっていいのとかどうかあれなんですけど、消防署の建て替えについては以前、何かの情報ではニセコで建て替えるのか、あるいは真狩のほうにまとめられるのかみたいな話を聞いたことがあるんですけども、今のお話の前提は消防署の耐震性がないということから、現位置、あるいは現位置の近くに新設、新設といいますか新築するという前提を検討しているというふうに受け止めてよろしいのかどうか。

それからもう一つは、今消防署の話が出たんですけども、ないとすれば、先程言ったように年度内に契約するという工程を考えていたという前提なのか、ちょっとその確認だけしたいんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） まず、先程のお話は本当に1昨日の話だったのですが、ただ確からしさの度合いが少し高いと思っております、と申し上げますのは、旧庁舎での建設となりますと様々なお金の都合の部分でも有利な起債も該当になるということもあります。そういうことも含めて、蓋然性高いかなとはいま考えているところです。早急にその辺の検討もさせていただかないといけないというところは事実でございます。

それから、真狩さんというところについては、何せ耐震が一回NGということなものですから、昨今いつ地震が起きるかということを考えますと、やはりスピード感を持って実施せざるを得ないだろうということもあまして、それから、例えば近隣町村との間にもし建てるということになれば、ニセコ町内での消防・救急活動そのものに支障が出る部分もあって、新しい建物を建てつつ、救急だとか消防の自動車を別のところにも配置しなければならないということも起きてくることもあります。ですから時間の問題とそれらの問題を加味したところで、新たにニセコ町側に駐車場と兼ねた消防庁舎を建てるという蓋然性が少し高いのではないかと考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） すいません、話が混乱すると困るのでちょっと整理させていただきたいと思っております。この債務負担行為につきましては、これまで動いてきた基本計画を含めて、それについては今のところ淡々と進めていくという考え方です。そのためには、今ここで債務負担行為を議決いただいて作業を進めていきたい。

ただ、その上で一昨日の話を考えると、これ自体はできるだけ緊急防災対策事業債、国の7割の応援を得る枠を増やして進めたいと思っております。例えばですけど、もしこの役場庁舎、公共施設、公共的な駐車場の基礎部分ですね、下に公用車の駐車場、その上に消防庁舎をオンできるとすると、役

場の解体費、それからこの基礎部分、消防庁舎が全て、ある程度緊急防災対策事業債に該当するということになると、7割国の応援をもらってこの整備ができる可能性があるということなんですね。それで、この役場庁舎整備事業については、債務負担行為をしていただいて事務としてはきちっと進めながら、その可能性があれば、そのことをオンして、もう1回議会の皆さんと協議したいということで、何とか1月中に耐震関係の正式な文書が来るとということなんで、それを見て早急に協議を進めていきたいなと思っております。ただ、国から補助を受けるにしても、議会でちゃんとこういう議決がされていますということをもって、国の枠を取る作業は入っていかなきゃならないので、債務負担行為自体についてはできればご議決をいただければ大変ありがたいと思います。

それから真狩につきましては、これまでも何度か前真狩村長と話してきておりますが、やはり実質的には無理だという結論になりました。これまでも実は振興局長を交えて、場所の選定ですとか両町の間あたりとかとといったいろんなことを協議しましたが、やはりそれぞれの町の消防力評価という視点では、どこか間に本署を置いてしまうと、先程副町長も言っていたように、それぞれにまた分署的な、分室的なものを置いて、それぞれ消防車を置かないといけないとか、いろんな問題が出てくるということで、これについては断念をしてそれぞれのとこで進めようということにしております。ただ、共同では広域連合の中で連携することになっていきますので、そこは人事を含め、しっかりやっていきたいという考え方でございます。要は、最終的には消防力を含めた防災機能の強化と、私どもとしては最小限の自己負担といえますか、そういうかたちでできればいいというふうに思っていますので、来月をめどに熟度を早めて、また議会の皆さんともご相談させていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 篠原議員の質問とちょっとダブりますが、44ページの先程の雪崩協議会の件です。町長が言っていることに対して、異議を唱えることもありませんし、新谷さんが頑張ってきたことに対しても異議はありませんけど、私が見て来た限りはちょっと所長があまりにえら過ぎたかなと。それと、今回の110万円ずつに関しては、両町は出すけど事業者が何も出してないですね。ということでトータル的にちょっと役場が面倒見過ぎたんじゃないかと。もっと事業者が自らやる状況をつくるべきだったと私は思っています。過去においてはもう仕方がない話なんで、それ以上言うこともありませんけど、今後においてはさっき篠原議員からもありましたけど、組織をもっときちんと根本から見直したほうがいいんじゃないかと私も個人的に思います。新谷さんは随分頑張ってここまで来られたのは間違いないですけども、各スキー場それぞれ、ビレッジもそうですけど、カナダから何年もアバランチコントロールをやるために何百万もかけて個々にやっています。それから、ヒラフスキー場もそれなりにやっています。ただ、目立つのは、必ず出てくるのは新谷さんですよ。ですから、そういうことで何か組織的に問題が、スキー場自体がまとまってないっていうのは、外から見ても、私も一部いたことがありますけど、そういうのがあるんで、今回そういう部分、新しい人たちを雇うということであれば、その辺も踏まえてもう少しスキー場に、今事務局も役場だと思います。そんなのも踏まえて、一番恩恵を受けるのはスキー場事業者ですから。この2年間は大変な状況だか

ら、今回の補正は致し方ないと思いますけど、今後についても支援の仕方も含めてもっと事業者がお金を出すような状況に持っていくべきと私個人は思っていますので、その辺を踏まえて、この組織が前に進むようなことを検討していただければと思います。その辺何かご意見あればお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ご意見ありがとうございます。先程と同じようにエールだと思います。ありがとうございます。負担金の部分につきましては、ニセコ町と倶知安町がそれぞれ 280 万円程度、それからスキー場は皆さんで現在 230 万円程度ということで、ある程度相応分の負担ということではあるんですが、おっしゃっている部分については、確かにそのような場面もございますので、今後の協議会の中でもそういうご意見も世の中にあるということも含めて、検討をさせていただきたいと存じます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） いま浜本議員さんからご意見あったとおり、組織につきましてはこれまでもいろんなパターンで協議をさせていただいておまして、NPOの具体的な制度設計だとか、かなり突っ込んだ議論もしてきております。ただ、実際にかたちになっていないところもありますので、そこは引き続き協議を進めて、何とかかたちを含めて見えるようにしていきたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

小松議員。

○7 番（小松弘幸君） 42 ページの委託料です。3 回目接種の接種券付予診票を作成する費用になってますけれども、町として今後の接種に向けてのスケジュールがどのようなかたちになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） コロナの 3 回目接種につきましては、報道などでも随分、8 か月後あるいは 6 か月後、それからワクチンの確保についてもファイザーかモデルナかが選べるようにと、いろんな情報が出ているところで、正直現場としてもなかなか定まらないところではございます。現状で我々が準備しているところは、3 回目接種は行うんだということ。それと今ルール上で実際に 3 回目接種ができるのは、2 回目接種を終えてから 8 か月後を原則としておりますので、今現在ニセコ町内で 2 回目から 8 か月を経過しているのは倶知安の厚生病院などの医療従事者の先行接種を行った方たちですので、この方については倶知安厚生病院と昆布温泉病院のほうで先行接種を受けた方には既に 3 回目を受けた方がいらっしゃると思われまふ。ただ、私どものほうには 12 月の結果がまだ国保連から届いておりませぬので実態はわからないんですけども、そこについての接種券は個別に印刷して発送作業をしているところでございます。

今度ニセコ町民のほうの対応でございますけれども、まず、65 歳以上の 2 回目接種が一旦終わったのが 7 月の末でございますので、3 月からは 3 回目を実施できるということで、ニセコ医院さんのほうと週 2 回の木・土とある程度の人数を 3 回目接種でお願いしたいということで協議はしている

ところでございます。それと、一般の方 64 歳以下については、8 月の末に町民センターで 2 回目接種のほう終わっておりますので、その方については 5 月に入ってから 3 回接種を今のところ予定してるところでございます。

また、ワクチンにつきましては、これもちょっとはっきりしたものではないんですけども、基本 1 回目・2 回目同様、町としてはファイザーを基本に考えておりますが、国のほうではそもそもファイザーだけでは全国民の打つ量が足りないということで、モデルナ、まだ承認はされてございませんが、モデルナも承認された場合には各自治体、いわゆる市町村にも配布する予定というふうに聞いております。取りあえず保存できる冷蔵庫が違いますので、モデルナ用の冷蔵庫も今予約といたしますか、要望はしているところでございます。で、実際にじゃあ 3 回の接種を受ける方が、モデルナとファイザーを選べるのかというところでございますが、そのときに両方あれば選べるという言い方ができるんですけども、国が例えばモデルナしかあなたの町には送れませんとなった場合には、必然的にニセコではモデルナしか打てませんというような回答になってしまうのかなというところでございます。

それと 3 回目接種とは別に、今の動きとして 5 歳から 11 歳の年齢についても、接種を検討しているということがあるんですけども、これについてもまだ正式な情報ではないんですが、もし打てるとなった場合にはニセコ医院さんと改めて日程等を協議して、接種できる機会を設けたいなというふうに思っているところでございます。

タイムスケジュールな流れとしては今言ったとおりなんですけれども、あと予算の措置につきましては、今回はまず急を要する接種券の作成の委託業務と、うちが接種券を印刷、集計、予約、登録するためのニセコ町に入っているシステムの改修、まずこの部分だけを補正させていただきまして、その後 3 月頃から実施できるであろう 65 歳以上の方についての必要経費も、〇〇の時点で補正を組みたいと考えておまして、64 歳以下については新年度に入ってしまうので、新年度予算での提案をイメージしているところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

木下議員。

○2 番（木下裕三君） 37 ページ、企業版ふるさとづくり寄附金について伺いたいと思います。今回のご説明の中で、3 社から寄附を受けたということで非常にありがたいことだなあというふうに思いますが、どのような企業さんから、どのような経緯で寄附があったかということを詳しくご説明いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 経緯でございますけども、今回 3 件のご寄附をいただいたということで、1 社については非公開でお願いしたいと。もう 2 社については既に公開されてるかなと思っておりますけども、非公開につきましては東京都のほうに本社を持つ会社のほうから、ニセコ町の取組等々に共感されるということをお願いしているところでございます。残り 2 社でございますけども、札幌の会社と埼玉県の会社でございます。こちらのほうの経緯は、ニセコ町でいま進めている街区整備事業等々に共感をしているということで、そちらの関係のほうからご寄附の申し出があつて収受して

いるというような状況でございます。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） ちょっと突っ込んで伺いたいところが、先程東京の非公開のほうは共感してと。2社のほうも街区に共感してあるんですけど、実際、間接的でも直接的でもニセコ町との何らかの事業のやりとりとか、そういったものがあつたのか、もしくは本当にもう純粹に共感だけでご寄附いただいたのか、その点伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 私のほうに入っている情報では、埼玉県の1社については株式会社ニセコまちさんのお付き合いがある方で、ワイパーのゴム製品をつくっている専門の会社で、世界を占めるところなんですけれども、そこは北海道の屋根の雪質等々、つららができるとか凍るとかその辺を研究していて、凍らない屋根の吹付の塗料というんですか、そのようなものを研究しているというふうなお話のなかから、いただくような雰囲気と。それから、札幌の土木建築業者はそのような直接な関係はなく、ニセコの今後進める住宅施策等々に共感というふう聞いています。東京のほうの方は非公開なので、ニセコの取組みに共感するというので、私からはこれ以上ちょっと勘弁していただければと思います。いずれも町と利害関係があるとか、そういうような業者さんではないと。私も今回初めてお付き合いするような名前の会社かなというふうに思っています。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はありませんか。

榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 2点ほどちょっと全然別の件ですが、まず今の質問に関して、企業版ふるさとづくり寄附金ですね、現在のところ関係ないというお話だったんですけども、一つ確認なんですけれども、今後その企業がニセコ町に何らかの進出をしようとした場合、ここに対して先方が有利になるような可能性があるのかないのかという部分をお聞かせくださいというのが1点です。

もう1件は全然別なんですけれども、40ページの18節、これまでもいろんなかたちでご質問させていただいたんですけども、第三セクター経営維持給付金という名目なんですけれども、これについて名前はこのとおりでいいのかなというか、これを換えられないのかなというのが一つあります。というのは、第三セクターは経営を維持させなければいけなくて、その目的に対しては町のほうが明らかに補助をすると。補填をするみたいな感じでとらえちゃうんですね。前回の案件の説明のときにも私ちょっと質問したんですけども、どうしても町民に対してこの正当性を私のほうでは説明し切れないという意味で、町長にこれについてどうお考えかということをお聞きしたくて質問しました。よろしく願います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 1点目の企業版ふるさと納税をしたから、何か将来有利なことが出るかってそれは全くないと思います。逆に今回1社は世界で初めてそのレベルはちょっと私も見てないのでわかりませんが、雪がつかないという塗料でして、これは我々にとっても、もしニセコで実証試験とかやってくれるのであれば、もう全部の屋根とか提供しますからやってほしいというぐらいなもので、これはこれまでNTTさんとかいろいろなところでやってもできなくて、鉄塔なども全部使える

そうなんです。そのテストにここも一つの工法で何かどこかやるというふうに聞いています。寄附をしたから有利になるってことは、将来にわたってもないというふうに思います。

それとコロナ禍で第三セクター経営維持給付金という名称はどうかっていうと、確かに第三セクターではなく、正式にはジョイントセクターとあって、セクターとしてはそういうジャンルではありませんけれど、今回はあくまでもコロナ禍で経営が厳しくなったということでありまして、これまで経営自体は二つとも良好な黒字経営していたんです。コロナによって、あるいはコロナの対策のために休業した、あるいはそうしたものに対してコロナの国の経済対策として給付金を出すということですので、何ら制度としては問題ないですし、特に何かそれでおかしいというものではないというふうに考えております。何か変な点があれば逆にお教えいただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 三セクじゃないとおっしゃいましたけれども、会社の形態によって今回補助するわけではないですよ。そうすると、去年も同じご説明いただいたんですけれども、休業要請を町のほうからさせていただいた企業に対して、そのときは確かビュープラザと綺羅乃湯だったと思うんですけども、その分に対して補填をするみたいな、ちょっと言葉違うかもしれないですけども、そういうことだったわけです。今町長が説明されたのは、今回も会社の形態ではなくて、町からの要請に対して補填をするみたいな考え方という答弁だったですかね。でいけば民間企業であっても、同じような依頼をした場合っていうのは、同じ措置が受けられるというところえ方でいいのかどうかということなんですけれども。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） すいません、ちょっと説明悪くて。第三セクターって言ったのは、町が出資している団体を通常よく第三セクターとあって、民間の会社と自治体とが共同で出しているのが第三セクター、それから行政と住民が主権者として出資している団体、これについては正式にはジョイントセクターという言い方が正しいという意味で、その文言はどうかと言われたら、ジョイントセクター寄附金が厳密には正しいのかなといった程度で、民間に対して要請したから出すとかということじゃなくて、町が資本参加をしている公共的性格をみた組織に対して今回出すということで、これについてはコロナの交付金対象となるということですから、それで去年も今年もコロナ対策として支出をしたというような状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） そうすると具体的な依頼ではなくて、町が出資してるということで、株式会社であろうがそれは関係なく、町が出資しているから公共性があって、なおかつそれで損失が出た場合に補填をするということですよ。それは町長は今おかしいことじゃないとおっしゃったということですよ。わかりました。ちょっと僕は納得いかない部分はあるんですけども、町民の方がそれで納得いくのかどうかっていうとちょっと不安はあるんですけども、そのように説明させていただきます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬議員。

○3 番（高瀬浩樹君） 40 ページ、新型コロナウイルス特別対策費の中のスキーリフト使用料。これ保護者分ということで、今回スキー場がコロナで低迷しているということで、保護者分の1日券を負担する、429名分、2枚ですか、負担するというかたちであげてきてるんですけども、これは今回限りなのか、保護者に対してのこの部分が。それとも、これからもこれを継続して、こういうものややっていかなければならないのかということを知りたいです。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） ただいまのご質問にお答えいたします。今回につきましては、新型コロナウイルスの特別対策の部分で交付金に充てられるということで、今回限りということで今考えてます。ただ、保護者の部分については低学年ですとかそういう別なかたちで、新年度検討しているところがございます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬議員。

○3 番（高瀬浩樹君） 私も該当するのでちょっと聞きかかったのですが、どのようなかたちでこの1日券は親御さんに配られるのか。またもう一つは、私の孫もそうですけど、全部該当してくるんですけども、いろんなスキー場を見ていくと、やはりニセコはちょっと高いんですよね、全体的に。普通に考えても、例えば札幌近郊の藻岩スキー場、定山溪国際スキー場、どこを見てもやはり1日券、何券、全てが約1割から2割高い。私たちの自治体はスキー場を持ってないけども、倶知安町に関しては町民が4日間無料の日があったり、旭ヶ丘スキー場ですけども、あれは町で持っているんですけどもそのくらいの価格帯でできるのかな。でもニセコ町の場合は、例えば5時間券、私は年に3、4回スキーに行くんですけども5時間券は4,600円、まして8時間券になると5,600円とか。やはりこれも全体的に群を抜いて高い。たまに孫とスキー場へ行ったり、例えばスキー場へ行けばレストランでフライドポテトを買って1,500円、カレーライスも1,500円。ラーメンは1,300円というふうな、正直こんな価格言っているものかわからないんですけど、正直私もこういう場に立って、親御さんたちからせつかくこんなにいいスキー場、立派なね、新聞を賑わすすばらしいスキー場があるのに、実際町民の方はそんなに行けるかと。この価格帯でという部分はよく私耳にしていました。これからはこういうことも考えて、スポーツなんで、例えば倶知安だとクロスカントリースキー、京極町もすごくそういうことも力を入れてますし、ぜひそういう部分は力を入れてやっていただきたいなと思います。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） コロナ対策の交付金が使えらるということで、今回こういうかたちであげさせていただきました。新年度についてはまたですね、別なかたちになりますけども、保護者に対する支援ということも検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。配布のほうは現在例年どおりのかたちで、シーズン券ですとかスキー場のリフト券の無料化の部分やってるんですけども、それは当初から決まっている予算の中でやっていますので、今回こちら補正予算あげさせていただいてます。今この補正予算の議決をいただいた後、同じような仕組みでやりまして、終業式までに各学校に全部配布をして、もう一度体育館に来ていただいて、そこで交付の用紙をもらって、スキー場へ行ってもらおうと。ちょっと手間になるんですけども、そういう形で考えております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により3時まで休憩いたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時58分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和3年度字ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります

まず、本案に対する反対討論の発言をします。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第10号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第11号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、議案第11号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 60ページですが、公営企業会計移行業務委託料300万程の補正ですが、説明では令和6年4月までに移行が必要だということであります。また、産業建設常任委員会の所管事務調査の資料にも委託業務をしたいというようなことも記載されておりました。ただ、この中で固定資産台帳の整備というのは、これまでどのように取り組まれてきたのか。要するに公営企業会計の移行というのは、昨日今日決まったわけじゃなくて、以前から最終目標までの期間を定められていたはずなので、これまでの間どのような取組をされたのか。

また、この委託業務をしようとする業務の内容について、概要で結構ですのでご説明いただきたい

と思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） まず1点目の質問に回答いたします。令和3年度7月から、この固定資産台帳に伴う基礎調査ということで、本町の水道事業は過去昭和35年ほどから始まっている事業に対して、どれだけの資産でこの事業を行っているかというのを今調査してきています。それがどのくらいの事業量だとかを含めてコンサルのほうで確認していますので、今度はそれを元に令和4年1月から令和5年3月の15か月かけて、この固定資産税台帳を作成していきたいと考えております。

2点目の固定資産税台帳の中身はということですが、まず固定資産の分類ですね、施設の種別で土地から建物、構築物、あと水道管、機械、設備、車両、工具等を含めた備品、その他もろもろありますけれど、それらの耐用年数とかも含めて、まず固定資産の分類を行うと。その分類を行った後、固定資産の財源の内訳の作成もしなければならないということが1点あります。その固定資産の減価償却の一覧表も作成しなければならない。あと、固定資産の明細書の作成、企業会計開始時の帳簿の評価額の算定なども、この固定資産税台帳作成の委託業務の中で行っていくということです。

この固定資産税台帳とはまた別に、来年度、令和4年度以降は移行作業にかかるいろいろな事務作業が入ってきます。事務作業としては組織体制の検討から条例整備だとか、今使っている会計システムですね、コンピューター関係なんですけれど、それらも企業会計に沿ったシステムを入れなければならないということになっておりますので、それらはまた来年度の4月以降、来年度予算としてまた3月に計上させていただきますけども、そういう作業が目まぐるしく控えているということで、固定資産税の作業は先ほど言ったようなことをさせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第11号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第12号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、議案第12号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第12号 令和3年度ニセコ町公共下水道特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第13号

○議長（猪狩一郎君） 日程第9、議案第13号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 追加議案となります。よろしくお願ひいたします。

日程第9、議案第13号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。A4の横長の議案の1ページ、追加議案と書いたほうの議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第13号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,192万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ57億6,415万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年12月15日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、それから歳出を3ページに載せてございます。その次のページ、4ページでございますが、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

5ページをご覧ください。今回の補正額合計1億4,192万円の財源につきましては、国・道支出金が1億3,374万円、一般財源が818万円という内訳となります。

説明のためにまず9ページをお開きいただきたいと存じます。2款1項23目 新型コロナウイルス特別対策費、18節の消費喚起プレミアム商品券発行事業補助600万9,000円は、現在観光客向けのプレミアム商品券について、販売開始から11月末現在で既に約7割が購入されており、売切れとなっている宿泊施設もあり、町外からのネット販売への問合せが増えている状況です。そこでこれから迎えるスキーシーズンの地域内消費をさらに促進させるため、プレミアム商品券の増刷費用を補正するというものでございます。商品券は1冊当たり6,000円、1枚500円掛ける12枚、これを1冊当たり5,000円、プレミアム率20%で4,000冊を発行するという予定でございます。販売、使用期間については、今年度販売しているプレミアム商品券の期限と同じく、来年の1月30日までといたします。

それから、次のページ、10ページでございます。3款1項2目 老人福祉費ですが、今回の補正は暖房用灯油の高騰に伴う影響を緩和し、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済や住民生活の支援として、低所得の高齢者世帯、65歳以上の非課税世帯413世帯を見込んでおりますが、低所得の高齢者世帯に対し、福祉灯油の特別対策を行うというものでございます。財源として本年度に限り、実際にかかる費用の2分の1ということで特別交付税が措置される予定でございます。まず11節の通信運搬費3万5,000円。こちらは認定通知等送付用の郵送料、その下、手数料といたしまして申請周知用新聞折込み手数料が6,000円見込んでおります。その下、老人福祉灯油特別対策扶助は1万円掛ける413世帯で413万円となります。ちなみに対象者の内訳は65歳以上の住民税非課税単身世帯が268世帯、同じく65歳以上の住民税非課税の夫婦世帯が145世帯となります。

続きまして、2項1目18節の子育て世帯臨時特例給付金4,680万円。こちらにつきましては、まず11月29日付けの専決補正予算によりまして、コロナ克服新時代開拓のための経済対策として閣議決定された、子ども1人当たり5万円の先行給付に係る所要額を補正計上したところでございます。その後、内閣府からクーポン券5万円の配布についても、現金給付が可能という見解が示されました。これによりまして、本町においても事務が煩雑となるクーポン券の配布ではなく、これを現金に変更し、先行給付分の5万円と合わせて10万円の一括給付をするための補正予算となります。なお、今回の補正額は対象者が936人、こちらに追加給付5万円を行うための費用を計上してございます。また申請を受けずに給付金を振り込む、いわゆるプッシュ型支給の対象となる児童手当の対象児童、公務員を除く中学生以下の児童ということになりますが、こちらについては12月27日に10万円が振り込まれるよう事務を取り進めてまいる予定でございます。

続きまして11ページ、6款1項3目 農業振興費、18節の産地生産基盤パワーアップ事業補助8,494万円。こちらについては、国の予算で実施される産地生産基盤パワーアップ事業について、ニ

セコ町農業ICT推進協議会が行う農業機械のリース導入経費1億8,687万5,800円。このうち補助率50%、8,490万円でございますが、補助率50%の計画承認の内示がありましたため、町が間接補助事業者となりまして、歳入歳出を同額補正するというものでございます。本事業の内容につきましては、令和3年10月14日に設立されたニセコ町農業ICT推進協議会、構成員は35名でございますが、この協議会が取組主体となり、大豆・小豆の豆類の耕作において、ICT技術などを活用した省力化機器、GPS動作ガイダンスシステム26台、それからコンバイン11台、真空プランター2台、農薬散布ドローン2台ということですが、省力化機械を導入することで労働生産性7%向上を目指すという事業でございます。

続いて歳入でございます。6ページをご覧くださいと存じます。15款2項2目2節の子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金、4,680万円。こちらは子育て世帯臨時特例給付金事業追加給付の5万円ですけれども、こちらの財源となる国庫補助金、補助率は10分の10、100%補助ということですが、これを補正するというものです。

7ページ、16款2項4目1節の産地パワーアップ事業補助8,494万円。こちらは産地生産基盤パワーアップ事業補助の財源について計画承認の内示があったことから、町が間接補助事業者となり歳入歳出を同額補正ということでございます。

その下、5目1節プレミアム商品券発行支援事業費補助金200万円。こちらは観光消費を回復させるために行うプレミアム商品券の増刷分について、プレミアム率20%のうち10%分の財源について、道補助金として補正するというものでございます。

次8ページでございます。20款1項1目1節の前年度繰越金818万円。こちらについては歳入歳出均衡による補正でございます。これによりまして、繰越金の留保額は8,342万6,000円となります。

追加議案であります議案第13号の説明は以上でございます。なお、本補正予算に係る歳入、及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては、別冊の補正予算資料No.4を後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 10ページ、18節ですね、先程から説明を受けている子育て世帯臨時特別給付金のことなんですが、これ0歳から18歳までの子ども936人ってなってるんですけども、これ計算も合ってるんですけども、それちょっと実際にニセコ町の11月30日の0歳から18歳の子ども的人数は806人。そうなりますと130人分多くなるんですけども、この内容についてどういうふうに、いつからいつまで、例えばこれから生まれるお子さんのことも追加してるのか、130人分多いのをちょっと説明していただきたいと思ってるんですけども。お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まず、中学生以下の人数につきましては、10月支給の児童手当を支出している人数が742人。そしてそれに対して、公務員はうちの児童手当のほうには情報ございませんので、この742人の1%の数字を見込んでほしい75名程度。それと出生数、来年3月までに生まれる子どもにつきましては11名を予定しております。それと高校生の分につきましては、うちの町の子ども医療費の受給者の数字をもとに算出してございまして、高校生が86人、その他ひとり親世帯等々含めて108人が高校生でいるということで、中学生以下が合わせて828人、高校生が108人、合わせて今回936人の対象者数という積算をしております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ただいま中学生以下が828人っておっしゃったんですけれども、現在中学生以下828人いるわけですか。私、町民生活課の11月30日の児童数のリストを今持っているんですけれども、ニセコ町の0歳から18歳までのお子さんの数というのは、ほしい800人台の前半、ずっと私もそれ注目してきたんですけど、今回この差が大き過ぎるというか、828人っていうのがちょっと理解できないんですけども。桜井課長、ちょっと説明していただけないですか。中学生以下が828人、これ先程申し上げたように0歳から18歳までのニセコ町の住民は806人になってるんです。で、この人数っていうのは、例えば住民票を出してない子どもも対象になるから936人になるんでしょうか。そこをちょっと説明していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 再度の説明になりますが、10月の児童手当を受けている方が742人。公務員はうちのほうで情報ございませんので75人と仮定してございまして。それと今後生まれる子どもの数を11人としてございまして。合わせて828人の計算となっております。斉藤議員おっしゃる806名には今後生まれてくる人数は入っていないのではないかなと思われまして。それと児童手当のルールはご承知とは思いますが、ニセコ町に住民票がある子どもに対しての支出ではございません。ニセコ町に住民票のある方で、子を監護している方、保護者に対して支払われるものでございまして、この人数とはイコールではございません。この見込み数値につきましては国のルール、国の試算方法に基づいての見込み数ですので、当然11月10日現在の806人とは合わないというものになってございまして。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 見込みも含めて、推定も含めていろいろとあるようなんですけれども、ちょっとあまりにも人数の開きがあり過ぎるので、今の桜井課長の説明、2度以上伺ったんですけれども、どうしても計算が合わないというか、単純に概算しても合わないんですけれども。見込み数とはいつでもあまりにも人数が違い過ぎるように思うんですけども、これもうちちょっと丁寧に説明していただけないでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 資料を改めて配付させていただきたいと思っておりますが、ただ担当のほうで申し上げてるのは、住民票にカウントされてる数字と違うというのが前提でございまして、住民票の人数と児童手当で交付している人数はそもそも違うということでありまして。その内容については後程

ご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 2件ございます。1つは福祉灯油にこんど特別枠を広げてるということで、413人の方に1万円の給付ということでありますが、これは1万円という水準についての何か基礎的なお考えがあるのか、あるいは交付金との関係など、予算との関係で1万円ということになるのか、その考え方について伺います。

それから、11ページの農地生産基盤パワーアップ事業なんですけど、先程の説明で10月にICT協議会が35人で立ち上がったということですが、例えばここにJAの方が機関というか専門家として加わっているのかどうかですね。それから、そこで計画を立てて申請をしたということですが、今回の承認されたのがこの計画の100%承認なのか、あるいはその部分的なものなのか。これからこういった省力化を図って、農業のICT化を進めるということなんですけど、それに関する中長期の将来像といいますか、計画というものがあって、その一部として今回補助を受けるのか、そのへんについて補足的な説明をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの福祉灯油の部分についてお答えしたいと思います。1万円の積算根拠っていうところかと思うんですけども、直近の灯油代金がリッターあたり115円ということで、これ仮に12月1日現在といたしまして、過去3年間、平成30年、令和元年、2年の12月1日現在の1リッターあたりの平均価格が90円となっております。90円と115円で25円の差があります。これを年間トータルして400リッター使うと仮定して1万円という金額になりますので、1万円を支援するというような積算してございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 今回の農地生産基盤パワーアップ事業の部分に関しましては、9月定例議会のほうで一般質問ありましたときから、農協とうちと農業者含めて打合せを行って、11月に団体を立ち上げて計画を出して承認の内示をいただいたという経過でございます。この部分は大豆という豆類の総トータルの部分で、申込みで自分たち頑張るぞって言っていただいた方々、メンバー35名の要望全ての部分を賄えるようなかたちで、今回計画承認の内示をいただいたということになります。ICT化を進める中長期計画という部分ですが、ICTに関してもまだ技術革新が途中の部分もありまして、ある程度農業者さんのほうも、自己投資の部分かなり負荷かかるものですから、その部分は自分たちでここまでならやっていただけるという部分を今回導入させていただくというかたちで進めさせていただいたこととなります。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 9ページの消費喚起プレミアム商品券発行事業補助の600万9,000円に関してなんですけど、ちょっと4,000冊を増刷するための費用が600万ぐらいかかりますということで、1冊あたり1,500円の経費がかかると思うんですけども、1,500円の内訳ですね、これは単なる増刷の金額とプレミアム分が入っているということだったのかっていうことの確認を1点お願いします。

それから、もう一つは増刷されるっていうことはいいんですけども、使われ方についてどのように町のほうでは捉えておられるか、効果的かどうかっていうことですね。私が聞いたホテルさんだと、チェックアウトのときにこの存在を知って、その場で現金で買って宿泊代をお支払いするみたいなケースが多くて、そのホテルとしては儲かっているんだけど、これって本当に集客効果あるのかみたいなことを言われていました。これは1例なんですけれども、その辺含めて使われ方についてどういう認識をされているかっていうのをお聞かせください。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） 先程の600万の内訳なんですけど、そのうち400万円はプレミアム分です。残り200万円が事務費的などところですので、その中に印刷経費だとか入っていることになりました。印刷費、郵便代、あと販売手数料というのも払っています。あと振込手数料、広告宣伝費、そういったものになります。使われ方という部分で、先程ホテルで会計のときに知ったという話も、私も実はそういうケースがあるということをお聞きしました。なので、今後も増刷するということでもありますので、やはり旅の前に知っていただくことが重要だと思っております。より宣伝を強化するような方法を観光協会とも相談して、うまくいく方法を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先程、榊原議員からもご質問ありましたように、ホテルでも相当、何て言いますかね、熱心にこれを前面にしてPRしていただいております、もう売り切れてどうにもならないというところもあれば、おっしゃったようなところもあるかと思えます。特にネット販売が全くなくてですね、いろんなほうからネットではもう何とか売れないのかというようなことがあったり、それからホテルからもGoToトラベルが2月から動くということで、そうすると道の分が12月で終わるので、その間を補填するものがなくて、本当に売り切れたところにはもう全くメリットが、メリットというか、何かないのかということで、実は集客に困っているという声も強くいただいております。それらを総合的に勘案して、今回の増刷させていただくということにさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第13号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議員派遣の件について

○議長（猪狩一郎君） 日程第 10、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件はお手元に配付したとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第 11、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則第 74 条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第12 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第 12、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

総務常任委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則第 74 条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。総務常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。追加日程がありますのでこのままお待ちください。

休憩 午後 3 時 35 分

再開 午後 3 時 36 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（猪狩一郎君） 先ほど、発議第8号 令和4年度の米政策に関する意見書案の委員長報告が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。

発議第8号について日程に追加し、追加日程第13として議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第13 発議第8号

○議長（猪狩一郎君） 日程第13、発議第8号 令和4年度の米政策に関する意見書案の委員長報告を議題とします。

委員長の報告を求めます。

木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 本日、当委員会に付託されました発議第8号 令和4年度の米政策に関する意見書案に関して、先ほど全委員出席のもと産業建設常任委員会を開催し、慎重審議いたしましたので、結果を報告いたします。

発議第8号 令和4年度米政策に関する意見書案の件は願意を妥当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 報告は終わりました。

発議第8号 令和4年度の米政策に関する意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言をします。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第 8 号 令和 4 年度の米政策に関する意見書案の件を採決します。

本件は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和 3 年第 11 回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 39 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)